

こんなとき どうする…?

ライフサイクル インデックス

おくやみ

- ☐ 死亡届
… 1 ページ
- ☐ 墓地
… 47 ページ



老後

- ☐ 介護保険制度
… 27 ページ
- ☐ 後期高齢者
医療制度
… 28 ページ
- ☐ 社会福祉協議会
… 31 ページ



暮らし

- ☐ 上下水道
… 11 ページ
- ☐ ごみ
… 13 ページ
- ☐ 健康・相談
… 24 ページ
- ☐ 施設
… 39 ページ



誕生

- ☐ 出生届
… 1 ページ
- ☐ 母子保健
… 32 ページ
- ☐ 国民健康保険
… 21 ページ
- ☐ 出産祝金
… 36 ページ



子育て

- ☐ 予防接種
… 32 ページ
- ☐ 医療費給付
… 35 ページ
- ☐ 児童手当
… 35 ページ
- ☐ 保育所
… 33 ページ



教育

- ☐ 小・中学校
… 37 ページ
- ☐ 教育支援
… 38 ページ
- ☐ 児童センター
… 34 ページ
- ☐ 図書室
… 39 ページ



成人

- ☐ 年金
… 22 ページ
- ☐ 選挙
… 45 ページ



新生活

- ☐ 転入・転出届
… 3 ページ
- ☐ 印鑑登録
… 5 ページ
- ☐ 婚姻届
… 2 ページ
- ☐ 地域・地区会
… 46 ページ

2021年 いなかだて 村民便利帳

緊急時

- 防災
… 49 ページ
- 避難
… 49 ページ
- 小児救急医療
… 36 ページ

目 次

1. 戸籍・住民票・印鑑登録



… 1 ページ

- ① 戸籍の届出 / ② 住民異動の届出 / ③ 各種証明書 / ④ 印鑑登録・証明 /
⑤ マイナンバー（個人番号）カード

2. 税



… 7 ページ

- ① 村税の証明書 / ② 村税の種類 / ③ 納付（ほかの料金や保険料の納付方法も含む）

3. 住まい・暮らし



… 11 ページ

- ① 上下水道 / ② ごみ・環境 / ③ ペット / ④ 道路・水路 / ⑤ 住宅・建物 / ⑥ 産業

4. 国民健康保険・年金



… 21 ページ

- ① 国民健康保険 / ② 年金

5. 健康・相談



… 24 ページ

- ① 健（検）診 / ② 予防接種 / ③ 相談

6. 福祉



… 27 ページ

- ① 高齢者 / ② 障害者 / ③ 生活保護 / ④ 社会福祉協議会

7. 子育て



… 32 ページ

- ① 妊娠・出産・母子保健 / ② 保育所 / ③ 児童センター / ④ 子育て支援 /
⑤ 小児救急医療体制（夜間、休日）

8. 教育・学校



… 37 ページ

- ① 学校 / ② 給食 / ③ 転校 / ④ 教育支援

9. 主な施設



… 39 ページ

10. 議会・選挙



… 45 ページ

11. 地域・地区会



… 46 ページ

- ① 地域 / ② 地区会 / ③ 地域の行事

12. 防災・安全



… 49 ページ



1. 戸籍・住民票・印鑑登録

1 戸籍の届出

受付：役場1階住民課 平日 午前8時15分～午後5時

▼ 出生届

○届出期間	○届出人	○届出地	○持ちもの
生まれた日から14日以内 ※生まれた日を1日目とし、14日目が休日の場合は、翌開庁日が14日目になります。	父、母など ※届出書を窓口を持参される方は代理の方で構いません。	本籍地、住所地、出生地いずれかの市区町村（役所・役場・支所）	☐ 出生届（出生証明書） ☐ 子どもを扶養する親の健康保険証 ☐ 母子健康手帳 ☐ 届出人のはんこ ☐ 児童手当の振込先がわかるもの（生計の主体となっている保護者の口座）

▼ 死亡届

○届出期間	○届出人	○届出地	○持ちもの
死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の家族、親族など ※届出書を窓口を持参される方は代理の方で構いません。	本籍地、住所地、死亡地いずれかの市区町村（役所・役場・支所）	・死亡届（死亡診断書） ・届出人のはんこ ※火葬・通夜・葬式の日程が決まってから届出してください。

注意

亡くなった方の状況により、☐国民健康保険、☐後期高齢者医療制度、☐介護保険、☐身体障害者手帳、☐年金、☐固定資産税などの手続きが必要です。

死亡届を受理後、埋火葬許可証を発行します。村内には火葬場がないため、近隣自治体の火葬場を利用することになりますが、費用負担を軽減するため、火葬料に対し補助金を交付しています。

▼ 土・日・祝日の死亡届の受付け、埋火葬許可証発行

担当職員が次のとおり自宅待機していますので、事前に役場へ電話連絡をお願いします。
詳しい日程は、「広報いなかだて」でお知らせしています。

区 分	閉庁中の受付	
閉庁が2日間の場合	閉庁日1日目	午前8時15分～正午
閉庁が3日間の場合	閉庁日2日目	
3日間以上閉庁する場合 （大型連休や年末年始など）	閉庁日2日目、4日目、 以降偶数日ごと	

▼ 婚姻届

○届出期間	○届出人	○届出地	○持ちもの
届け出をした日から効力が発生しますので、届出期間はありません。	夫と妻 ※届出書を窓口を持参される方は代理の方で構いません。	夫か妻の本籍地、住所地いずれかの市区町村（役所・役場・支所）	☐ 婚姻届 ☐ 戸籍謄本（届出地と本籍地が同じ場合は不要） ☐ 夫と妻それぞれのはんこ ☐ 本人確認ができるもの（以下参照）

注意 20歳以上の証人2名の署名、押印が必要です。未成年者は父母の同意が必要です。

▼ 離婚届

○届出期間	○届出人	○届出地
届け出をした日から効力が発生しますので、届出期間はありません。 ※ただし、裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決の日から10日以内です。	夫と妻 ※届出書を窓口を持参される方は代理の方で構いません。	夫か妻の本籍地、住所地いずれかの市区町村（役所・役場・支所）
○持ちもの		
☐ 離婚届 ☐ 戸籍謄本（届出地と本籍地が同じ場合は不要） ☐ 夫と妻それぞれのはんこ ☐ 本人確認ができるもの（以下参照）		

※裁判離婚の場合は、ほかにも必要書類がありますので、お問い合わせください。

注意 20歳以上の証人2名の署名、押印が必要です。

▼ 窓口での本人確認

申請や届け出の際に必要な場合、本人確認書類の提示をお願いしています。

- ・ 1つの提示で確認（顔写真つきのもの）
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真つき）、在留カード、官公署が発行した顔写真つき身分証明書
- ・ 2つ以上の提示で確認（顔写真なしのもの）
各種保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード（顔写真なし）、学生証など

(問) ▶ 住民課住民係 TEL : 0172-58-2111 (内線 163)

そのほか、転籍届、養子縁組届、養子離縁届、入籍届などはお問い合わせください。

2 住民異動の届出

住民登録（住所の変更）は状況によって、☐国民健康保険、☐上下水道、☐ごみ、☐児童手当、☐福祉医療、☐保育所、☐学校などの手続きが必要となります。

受付：役場1階住民課 平日 午前8時15分～午後5時

▼ 転入届

○届出期間	○届出人	○持ちもの
田舎館村へ引越してきた日から14日以内	本人や同一世帯の方、代理人（委任状が必要）	☐ 届出人の本人確認ができるもの（2ページ参照） ☐ 転出証明書（マイナンバーカードを使って転出した方は不要） ☐ マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ☐ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

▼ 転出届

○届出期間	○届出人	○持ちもの
村外へ引越する前か、引越し後14日以内	本人や同一世帯の方、代理人（委任状が必要）	☐ 届出人の本人確認ができるもの（2ページ参照） ☐ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ☐ 国民健康保険の保険証（加入している方） ☐ 後期高齢者医療制度の保険証（該当する方） ☐ 介護保険の保険証（該当する方） ☐ 福祉医療費受給者証（該当する方）

▼ 転居届

○届出期間	○届出人	○持ちもの
村内で引越した日から14日以内	本人や同一世帯の方、代理人（委任状が必要）	☐ 届出人の本人確認ができるもの（2ページ参照） ☐ マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ☐ 国民健康保険の保険証（加入している方） ☐ 後期高齢者医療制度の保険証（該当する方） ☐ 介護保険の保険証（該当する方） ☐ 福祉医療費受給者証（該当する方）

▼ 世帯変更届

○届出期間	○届出人	○持ちもの
世帯の変更があった日から14日以内	本人や同一世帯の方、代理人（委任状が必要）	・届出人の本人確認ができるもの（2ページ参照） ・国民健康保険の保険証（加入している方）

（問）▶ 住民課住民係 TEL：0172-58-2111（内線163）

3 各種証明書

取得するには本人確認（2ページ参照）が必要です。本人、世帯員以外による申請は委任状等が必要です。

受付：役場1階住民課 平日 午前8時15分～午後5時

戸 籍

▼ 戸籍全部（個人）事項証明書

1通450円

いわゆる戸籍謄（抄）本にあたるもので、戸籍原本にある事項の全員（または1人）分を記載しています。

▼ 除籍全部（個人）事項証明書・除籍謄（抄）本・改製原戸籍謄（抄）本

1通750円

いずれも除籍を証明するもので、除籍・改製原戸籍原本にある事項の全員（または1人）分を記載しています。

原本の電子化以後・以前によりお出しするものが変わるため、各種にまたがって除籍を証明する場合はそれぞれに料金がかかります。

※【除籍】：戸籍に在籍されている方たちが結婚や死亡などにより全員が消除された場合や、本籍を別の市区町村へ移した場合（転籍）など、戸籍全部が消除されたもの

※【改製原戸籍】：戸籍法の改正によって新しい様式に作り替えられる以前の戸籍

▼ 戸籍の附票

1通300円

戸籍が編成されてからの住所経過を記載しています。

▼ 身分証明書

1通300円

禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・手続・開始決定の通知を受けていないことを証明するものです。

▼ 届出の受理証明書

1通350円

戸籍の届出（婚姻・離婚・出生・死亡など）を受理したことを証明するものです。

戸籍が記載されるまでの間、その届出の証明が必要なときに使います。

住 民 票

▼ 住民票謄（抄）本

1通300円

住民基本台帳にある住民記録の世帯全員（または1人）分を記載しています。

▼ 住民票除票

1通300円

死亡や転出などで除かれた住民票に記載されている1人分の証明です。

▼ 住民票記載事項証明

1通300円

住民票に記載されている内容を証明するものです。

（問）▶ 住民課住民係 TEL：0172-58-2111（内線 163）

4 印鑑登録・証明

▼ 印鑑登録

手数料 300円

田舎館村に住民登録されている方が登録できます。ただし、15歳未満や15歳未満を除く意思能力を有しない方は登録できません。



▼ 登録の方法

○申請と同時に登録できる場合

(ア) 本人が来庁し、顔写真つき本人確認書類(2ページ参照)をお持ちのとき

(イ) 顔写真つき本人確認書類がない方で、田舎館村にて印鑑登録されている方が同伴し、保証人となるとき(保証人は登録証と登録印が必要)

○申請して、後日登録が完了する場合

(ア) 本人が来庁したが、顔写真つき本人確認書類をお持ちでない方
→本人に対して照会書を発送し、その回答書を持参した時点で登録となります。

(イ) 代理人により印鑑登録される方
→本人に対して照会書を発送し、その回答書と代理人選任届を持参した時点で登録となります。

▼ 持ちもの

○本人が来庁する場合

登録する印鑑、顔写真つき本人確認書類(2ページ参照)

※登録できない印鑑があります！以下をよくご確認ください。

○代理人が来庁する場合(2回の来庁が必要)

1回目の来庁

登録する印鑑

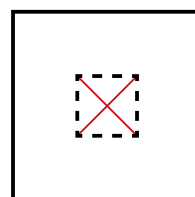
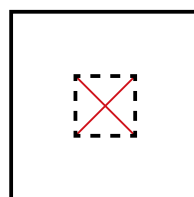
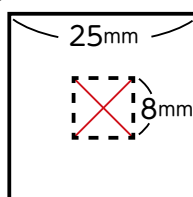
2回目の来庁

登録する印鑑、代理人の印鑑(認印可)、本人直筆の回答書、代理人選任届

▼ 登録できない印鑑

- ・他の方が登録してある印鑑
- ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏または名の文字で表していないもの
- ・印影の大きさが一辺8ミリの正方形に収まるもの、一辺25ミリの正方形に収まらないもの
- ・ゴム印のような変形しやすいもの
- ・印影が鮮明でないものや、文字の判読が困難なもの
- ・その他、登録する印鑑として適当でないもの

試し押し用▶



▼ 印鑑登録証明書

1通300円

印鑑登録証明書は、その印鑑が登録されたものであることを公証するものです。印鑑登録証をお持ちいただければ発行します（代理人は委任状が不要）。

登録された印鑑と印鑑登録証明書があれば、間違いなく本人の意思表示があるとされ、不動産登記や契約証書作成などの重要な手続きに使われます。

(問) ▶ 住民課住民係 TEL : 0172-58-2111 (内線 163)

5 マイナンバー（個人番号）カード

マイナンバーカードは、申請により取得できます。

表面には顔写真・氏名・住所・生年月日・性別・有効期限が、裏面にはマイナンバー・氏名・生年月日が記載されます。本人確認の際に、公的な身分証明書としてご利用いただけます。

※初回の交付手数料は無料ですが、紛失や汚損による再交付は手数料がかかります。

▼ 申請方法

○郵 送	○ウェブ
マイナンバー通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真とともに返送用封筒へ入れ、郵便ポストに投函	スマートフォンやパソコンから申請用ウェブサイトアクセス、必要事項を入力し、顔写真データとともに送信



○カードの受け取り

申請後、マイナンバーカードの交付準備ができたことをお知らせする「個人番号カード交付通知書」を送付します。届いた交付通知書とマイナンバーの通知カード、交付通知書に記載されている必要書類を持って、指定の場所でマイナンバーカードを受け取ってください。

予約制で時間外の受け取りも対応していますのでご利用ください。

○夜間交付 毎週水曜日 17時～19時

○休日交付 毎月第2土曜日 9時～12時

(問) ▶ 住民課住民係 TEL : 0172-58-2111 (内線 163)

memo



2. 税

1 村税の証明書

- ・証明書を取得するときは、本人であれば役場 1 階税務課にある申請書にご記入のうえ、お申し出ください。
- ・郵送で請求することもできます。遠方への転出で役場に来られない、仕事の都合で開庁時間内に来られないなどの場合にご利用ください。
- ・同居等の親族や代理人の申請は、委任する本人が自署・押印した代理人選任届が必要です。
- ・軽自動車税の納税証明（継続検査用）のうち、4月1日以後に取得した自動車で、その年度の証明書を取得するときは車検証が必要です。

種 類	手数料	証明する内容	申請できる人
所得証明	1通 300円	所得額や村県民税の額、 控除額など	・ 本人 ・ 代理人 ※代理人選任届が必要
// (児童手当用)	無 料		
// (児童扶養手当用)			
非課税証明			
所得課税証明	1通 300円		
固定資産証明	1通 200円	所有している土地・家屋の 証明	・ 本人(納税管理人) ・ 代理人 ※代理人選任届が必要
固定資産 評価 証明		土地・家屋の評価額	
固定資産 課税 証明		土地・家屋の課税標準額、 税額	
固定資産 公課 証明			
固定資産評価額通知書	無 料	土地・家屋の評価額	
住宅用家屋証明	1通 1,300円	租税特別措置法の規定に 該当する家屋の証明	
公図台帳閲覧 (写しの交付)	1件 300円	所在地や地番の確認	どなたでも可 ※所在地番の指定が必要
村県民税、固定資産税、 国民健康保険税の 納税証明	1通 300円	年税額、納付税額、未納額	・ 本人(同一世帯家族) ・ 代理人 ※代理人選任届が必要
軽自動車税の納税証明 (継続検査用)	無 料	軽自動車税の完納状況	本人、代理人
営業証明書	1件 300円	事業所の名称、所在地、 営業種目	事業主、代理人

(問) ▶ 税務課固定資産係 TEL : 0172-58-2111 (内線 121)

2 村税の種類

▼ 村民税

(ア) 個人村民税	(イ) 法人村民税
その年の1月1日現在で村内に住所があり、前年中に一定以上の所得があった人に毎年課税します。	村内に事業所や事務所などがある法人に毎年課税します。

▼ 軽自動車税 (種別割)

4月1日現在で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を所有している人に毎年課税します。

原動機付自転車・小型特殊自動車	
○登録・名義変更	○廃 車
所有者となった日から15日以内に申告書を提出してください。新規の場合は、標識を交付します。	廃車の際に申告書を提出し、標識を返納してください。

▼ 軽自動車税 (環境性能割)

三輪以上の軽自動車を取得した際、新車・中古車を問わず車両の取得価格に応じて課税されます。この税は村税ですが、当分の間、青森県が賦課・徴収することとしています。

▼ 国民健康保険税

国民健康保険(21ページ参照)の加入者に課税します。
納税義務者は加入・未加入にかかわらず世帯主になります。
40～64歳の加入者がいる世帯は、介護保険料も合わせて納めることとなります。

▼ 入湯税

鉱泉浴場の施設利用に対して課税するもので、その施設で設定している入浴料に含まれています。
なお、一般公衆浴場や共同浴場での入湯には課税されません。

▼ たばこ税

卸売り販売業者が村内の小売り販売者に売り渡すたばこに対して課税します。

▼ 【夜間・休日】納税相談

役場1階税務課では通常の開庁時間のほか、平日の夜間と休日(毎月それぞれ1日ずつ)に、税の納付や相談を受付けています。日時は「広報いなかだて」か、防災無線でお知らせしています。税の納期限は9ページをご覧ください。



(問) ▶ 税務課税務収納係・固定資産係
TEL: 0172-58-2111 (内線 121～124)

▼ 固定資産税

1月1日現在で、土地（田畑・宅地・山林・原野等）、家屋（住宅・店舗・工場・倉庫等）、償却資産（土地や家屋以外の事業用に供される機械器具等）を所有している個人・法人に毎年課税します。

固定資産税に関する届出

(ア) 住宅に対する減額	(イ) 認定長期優良住宅に対する減額
新築された住宅が一定の要件を満たす場合は、一定の期間（一般の住宅は3年度分）、その住宅にかかる固定資産税を1/2に減額します。	2009年6月4日以降に、一定の要件を満たす長期優良住宅を新築した場合は、一定の期間（一般の住宅は5年度分）、その住宅にかかる固定資産税を1/2に減額します。
(ウ) 住宅の耐震改修による減額	(エ) 住宅のバリアフリー改修による減額
1982年1月1日以前から所在する住宅のうち、2006年1月1日以降に行われた、国が定める現行の耐震基準に適合する耐震改修で50万円以上のものは、その住宅にかかる固定資産税を1/2に減額します。	新築後10年以上を経過した日から所在する住宅に行われた、一定のバリアフリー改修で補助金等を除く50万円以上のものは、その住宅にかかる翌年度分の固定資産税の1/3を減額します。
(オ) 住宅の省エネ改修による減額	(カ) 家屋滅失届
2008年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）のうち、2008年4月1日以降に行われた、国の定める現行の省エネ基準に適合する省エネ改修で50万円以上のものは、その住宅にかかる翌年度分の固定資産税の1/3を減額します。	家屋を取り壊したときは滅失の登記をすることになっていますが、登記が遅れる場合や未登記の家屋を取り壊したときは、床面積の多少にかかわらず提出してください。
(キ) 未登記家屋所有者変更届	
法務局へ登記していないもので、固定資産課税台帳には登録されている家屋を名義変更する際に提出してください。	

(問) ▶ 税務課固定資産係 TEL : 0172-58-2111 (内線 121)

3 納 付

▼ 村税・保険料の納期

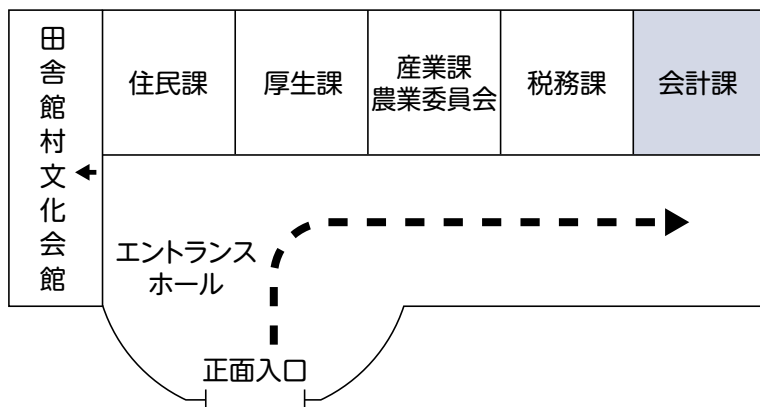
納期限は、記載月の末日です。末日が土・日曜日や祝日のときは、翌開庁日が納期限となります。

税の種類	納 期						
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期
村県民税	6月	8月	10月	12月	_____		
固定資産税	5月	6月	9月	11月	_____		
軽自動車税	5月	_____					
国民健康保険税	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
介護保険料	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
後期高齢者医療保険料	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

▼ 納付方法（ほかの料金や保険料の納付方法も含んでいます。）

（ア）役場から送付される各種の納付書により、次のいずれかで納付
（具体的な機関は各納付書に記載しています。）

- ・コンビニ（水道料金を除く）
- ・金融機関
- ・役場1階会計課（水道料金は役場2階建設課でも可）



納付書

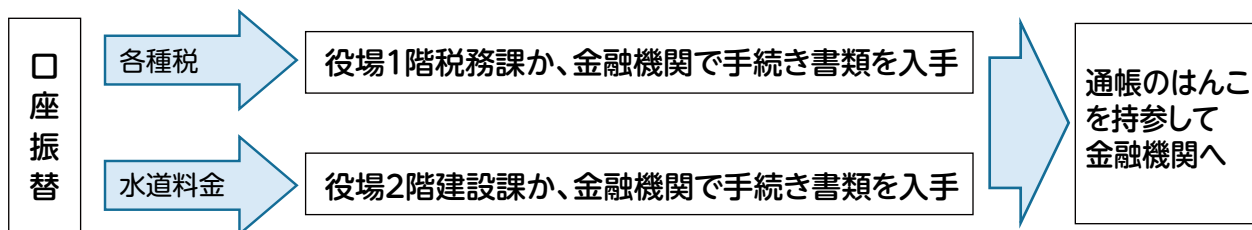
直接納付

コンビニ（水道料金を除く）、金融機関、役場1階会計課

（イ）口座振替（介護保険料を除く）

- ・青森銀行 本、支店
- ・みちのく銀行 本、支店
- ・東奥信用金庫 本、支店
- ・津軽みらい農協 本、支店
- ・ゆうちょ銀行（全国）
- ・【水道料金のみ】東北労働金庫 本、支店

口座振替は一度手続きをすると翌年以降も継続されますが、納税義務者の変更があった場合（国民健康保険加入世帯で世帯主を変更したときや、不動産を相続し、所有者として登記されている人が変更になった場合など）、支払義務者の変更があった場合は、改めて手続きが必要です。



（ウ）村県民税を給与から特別徴収されている方、各税や保険料が年金から特別徴収されている方で、詳しい内容をお知りになりたい場合は、お問い合わせください。

（問）▶ 税務課税務収納係 TEL：0172-58-2111（内線 123）



3. 住まい・暮らし

1 上下水道

▼ 使用に関する届出

転入や転出、転居などで上下水道を使用開始・休止したいときはご連絡ください。
書類（水道使用開始（異動）・休止届）は窓口のほか、村のホームページからダウンロードもできます。

受付：役場2階建設課 平日 午前8時15分～午後5時

内 容	いつまでに	だれが	どのように
開 始	希望日の2営業日前	本人や同一世帯の方	書類を提出
休 止			
使用者（名義）変更			

注意 休日や夜間など、役場閉庁時の開始・休止はできません。

▼ 料金（2021.1.1現在の1ヶ月あたり、消費税等込み）

納付方法：次のいずれかからお選びいただけます。

（ア）口座振替 ※10ページ参照 （イ）納付書 ※役場から郵送します。 （ウ）係員による集金

水道：

用 途		一般用	営業用	団体用	臨時用	公認 プール用
料 金	使用水量	8㎡まで			10㎡まで	100㎡まで
	金 額	1,970円	2,556円	2,556円	3,960円	27,500円
超過料金（1㎡あたり）		246円	320円	320円	396円	275円

メーター使用料：

□ 径	13mmまで	20mmまで	25mmまで	40mmまで	50mmまで	75mmまで	100mmまで	150mmまで
料 金	110円	198円	220円	396円	2,090円	2,750円	3,410円	5,896円

下水道・農業集落排水：

基本料金	従量料金（1㎡あたり）			
10㎡まで	11㎡～30㎡	31㎡～60㎡	61㎡～200㎡	201㎡以上
2,011円	204円	220円	236円	251円

排水量の決め方：

水 道 の み	水道の使用水量 ＝ 排水量 となります。
水道以外の水を使用	家事のみに使用する場合は世帯人員×3㎡（水洗トイレの場合は4㎡）、浴槽は1個につき4㎡の認定使用水量を加算します。
水道と井戸水を使用	水道の使用水量に、井戸水の認定使用水量を加算します。

▼ 新しく水道を引きたい、漏水を修理したい（給水装置工事事業者）

蛇口交換のような軽易なものを除き、水道の工事は村が指定する事業者でなければできません。

事業者の一覧は、巻末のポケットに添付している「給水装置工事指定事業者一覧」をご覧ください。

指定事業者は不定期に変更があるため、ご依頼の際は「田舎館村の指定になっているか」ご確認をお願いします。最新の情報は村のホームページをご覧ください。役場2階建設課へお問い合わせください。



▼ 下水道に接続したい、壊れた汚水桝を修理したい（宅内排水設備工事事業者）

排水設備の工事は、村が指定する事業者でなければできません。

事業者の一覧は、巻末のポケットに添付している「宅内排水設備工事指定事業者一覧」をご覧ください。

指定事業者は不定期に変更があるため、ご依頼の際は「田舎館村の指定になっているか」ご確認をお願いします。最新の情報は村のホームページをご覧ください。役場2階建設課へお問い合わせください。

▼ 検針のために、家庭で気をつけてほしいこと

- ・メーターボックス上に自動車を止めたり、物を置いたりしないでください。
- ・メーターボックス付近に犬をつながないでください。
- ・春先はメーターボックス上の残雪や中の土などを取り除いておきましょう。



○【冬】検針の中止と推定水量

冬期間（12月～3月）は積雪によって、各戸の敷地内にある水道メーターの検針が困難になるため、冬期間の料金は推定水量で請求します。4月から検針を再開し、その際に冬期間の使用水量を精算します。使用水量が冬期間の推定水量を超えた場合は、毎月の請求額より高くなる場合があります。

○【冬】凍結に注意！水抜きを忘れずに

気温が氷点下のときは、水道が凍結し、水道管が破裂するおそれがありますので、水道凍結防止帯や水抜き栓の確認を必ず行ってください。

水抜き栓を閉めたつもりが半開き状態だった場合には、地下部分で漏水していることもあります。高額な料金が発生する原因になりますので、水抜き栓の開閉は最後までしっかり回ったことを確認し、十分注意してください。

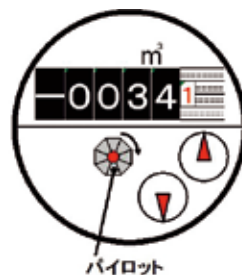
凍結や、水道管が破裂した場合の修理は、村が指定する「給水装置工事事業者」へ依頼してください。



○普段より料金が高い！漏水かも？

家中の全ての蛇口を閉めた状態で、水道メーターを確認し、メーター中央の銀色部分（パイロット）が回転していると漏水の可能性があります。

漏水を発見したときは、村が指定する「給水装置工事事業者」に依頼し、早めに修理をしましょう。



(問) ▶ 建設課上水道係・下水道係・業務係
TEL：0172-58-2111（内線 233）

2 ごみ・環境

燃やせるごみ・燃やせないごみには指定の袋があり、黒石地区清掃施設組合が収集、処分しています。

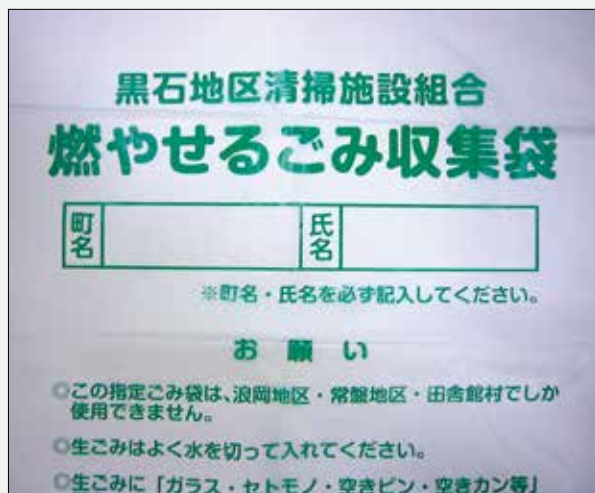
家庭ごみの分別や出し方は、巻末のポケットに添付している「家庭ごみの正しい出し方」ポスターをご覧ください。え、地区ごとの収集日と時間を守ってお出してください。

分別や捨て方に迷ったら、役場1階住民課へお気軽にご相談ください。

ポスターは窓口で配付しているほか、村のホームページでも公開しています。

注意 指定袋が使われていないときや、きちんと分別されていないごみは収集しません。

※燃やせるごみの袋は半透明



※燃やせないごみの袋は透明



指定袋の販売店

- ・村内の商店、コンビニエンスストア、JA津軽みらい田舎館基幹グリーンセンターなど
- ・藤崎町(常盤地区)内のスーパー、コンビニエンスストアなど
- ・青森市(浪岡地区)内のスーパー・コンビニエンスストアなど
- ・その他取り扱いのあるお店



「家庭ごみの正しい出し方」ポスター▶

(問) ▶ 住民課生活環境係 TEL : 0172-58-2111 (内線 165)

▼ し尿のくみ取り

し尿をくみ取りたいときは以下の事業者にお問い合わせください。

(問) ▶ 和光衛生舎(畑中地区) TEL : 0172-58-2505
河北衛生(境森地区) TEL : 0172-58-2413

3 ペット

▼ 犬の登録

- ・犬を所得した日（生後90日以内の犬の場合は90日を経過した日）から30日以内に登録をしましょう。
- ・毎年1回狂犬病予防注射を受けさせましょう。
- ・交付された登録鑑札と注射済票を犬に付けましょう。



▼ 犬の登録・飼い主などを変更するときは

役場1階住民課へ登録申請書を提出してください。
犬を飼うのをやめた、飼い主や住所などの変更がある場合も届け出が必要です。

○受 付	○登 録 料
役場1階住民課 平日 午前8時15分～午後5時	3,000円

▼ 狂犬病予防注射

○料金：3,300円
(注射料 2,750円 + 注射済票交付手数料 550円)

○村内での集合注射を受けられなかった方

毎年4月と10月に村内を巡回して、集合注射を行っています。事前に役場から届く「予防注射ハガキ」を忘れずにお持ちください。

個別に動物病院で注射を受けてください。ただし、注射料金は動物病院によって異なります。
注射の際に「狂犬病予防注射済証」が渡されるので、それを持って役場1階住民課へお越しのうえ、注射済票の交付(手数料550円)を受けてください。

▼ こんなときは

○飼い犬が逃げ出した！

犬の登録状況、特徴、逃げ出したと思われる日時、場所などをお知らせください。
防災無線で迷い犬の情報を放送し、早期に保護できるよう協力します。

○道路で犬・猫の死骸を見つけたら

発見場所の状況をお知らせください。
鳥獣は役場1階産業課(20ページ参照)へお知らせください。

○野良犬を見かけたら・・・

犬の特徴、首輪の有無、見かけた場所、日時などをお知らせください。
役場で捕獲、一時保護します。

野良犬は住民に襲いかかる危険性があるほか、首輪やリードが取れてしまった飼い犬の可能性もあります。



(問) ▶ 住民課生活環境係 TEL：0172-58-2111 (内線 165)

4 道路・水路

▼ 村道に排水管を埋設する、電柱を設置する

道路に“施設”を設置して使い続けることになるため、役場2階建設課へ「道路占用許可申請」が必要です。
また、地上だけではなく、道路がある敷地の地下や上空も該当します。

▼ 水路に家の乗り入れ口を設ける（蓋がけ）

村が管理する部分を占用する場合は、役場2階建設課へ「法定外公共物占用許可申請」が必要です。

また、水路のつけ替えや廃止、維持工事などを行う場合も申請が必要です。

※【法定外公共物】：道路法や河川法の適用・準用を受けない水路や里道



▼ 車乗り入れのため歩道を切り下げる、街路樹を移す

道路管理者以外の方が道路に関する工事を行うときは、道路管理者と協議のうえ、道路工事施工承認申請（道路法24条申請）によって承認を受けなければなりません。

道路管理者は村道・県道・国道によってそれぞれ異なり、工事に対する費用はすべて申請者の負担となります。



▼ 【冬】公道の除雪

村では、村道約400路線のうち約240路線を9台の除雪車で除雪しています。

次のことに皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



路上駐車はダメ！・作業中の除雪車には近寄らない

除雪車は大型機械であり、除雪作業に支障をきたし路線全体の作業が遅れてしまいます！また、作業中の接近は大変危険です。

道路に雪を出さない

自宅前の歩道や出入り口はご自分で、生活道路は地区の皆様で雪かきをお願いします。除雪作業で寄せられた雪の片付けに、ご協力をお願いします。

深夜に作業します

除雪や排雪は交通渋滞を引き起こさないように、交通量の少なくなった夜間～早朝に行います。

▼ 【冬】雪置き場

宅地や村内事業所の雪を処理できるように、雪置き場を村内に2ヶ所ほど設けています。

具体的な場所は、「広報いなかだて」でお知らせしています。

運搬中の交通事故にはくれぐれもお気をつけください。



(問) ▶ 建設課建設第一係 TEL：0172-58-2111 (内線 231)

▼ 村道上で工事をする、催し物で村道を通行止めにする

黒石警察署へ「道路使用許可申請」が必要です。

(問) ▶ 黒石警察署 TEL：0172-52-3111

5 住宅・建物

▼ 建築

都市計画区域内での建築には、「建築確認申請」をはじめとする各種手続きが必要です。



▼ 解体

延べ床面積の合計が80㎡以上の建物を壊すときには、建設リサイクル法に基づく届け出が必要です。

○届出期限

工事着手の7日前まで

(問) ▶ 建設課建設第二係 TEL : 0172-58-2111 (内線 232)

▼ 遺跡地内での建築、工事

全国には文化財保護法における“周知の埋蔵文化財包蔵地”が約46,000ヶ所に存在しています。

村内では垂柳遺跡をはじめ、現在24ヶ所の遺跡があり、住宅地や畑、道路などがある土地に広く点在しています。

これらの土地で次のような土木工事や住宅等の建築をする場合は、着工前の届出義務があり、現地調査や試掘調査が必要です。調査期間によっては工事の時期が変わる可能性もあるため、そのような計画をお考えの方はご注意ください。

遺跡地の状況を知りたいときは、お問い合わせください。

工事の一例

- ・地盤調査、改良工事
- ・抜根や掘削を伴う土地工事
- ・ソーラーパネルの設置
- ・住宅や車庫、倉庫の建築



(問) ▶ 教育課文化財係 (中央公民館) TEL : 0172-58-2250

▼ 村営住宅

公営住宅法に基づき、26戸設置しています。詳しくは、役場2階建設課へお問い合わせください。

団地名	所在地	戸数	構造	規模	建築年度	家賃	敷金
西ヶ丘団地	田舎館村川部 字中西田地内	16戸	木造 2階建て	3LDK,水洗トイレ, 風呂釜	1998年	収入に基づき毎年 変更	家賃の 3か月分
		10戸	ブロック 造平屋建	3K,水洗トイレ (3戸)	1974年		
				2K,水洗トイレ (7戸)	1973年 1974年		

(問) ▶ 建設課建設第二係 TEL : 0172-58-2111 (内線 232)

▼ 空き家・空き地

自分が所有する財産に空き家・空き地がある場合、または相続でそのような財産を所有するかもしれない場合は、管理方法や財産の処分、利活用などを考えておきましょう。

管理不全の空き家は、腐食や老朽化が進行している状態で放置されることで、倒壊や部材の飛散などの人命に関わる問題に発展する可能性があり、防災・防犯上でのリスクも高くなってしまいます。トタンや外壁などが落下して他人に怪我を負わせた場合は所有者や管理者の責任となり、損害賠償を求められる可能性があります。

▼ 固定資産税と「特定空家等」認定

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、村の調査によって今後「特定空家等」と認定されたものは、所有者または管理者に対して、助言・指導、勧告、命令、代執行の行政措置を行います。

固定資産税は、住宅用地のうち一定のものについて税額が最大1/6まで減額される特例措置がありますが、空き家を放置したことで勧告を受けた場合はこの特例措置の対象から除外され、大幅な増額になる可能性があります。

特定空家等の定義

- そのまま放置すれば、
- ・ 倒壊の危険性がある
 - ・ 衛生上有害となるおそれがある
 - ・ 景観を著しく損なう状態 など



▼ 空き家を適切に管理しよう ～メンテナンス・売却・賃借・解体～

空き家を管理するときは、定期的に建物内の空気を入れ換え、掃除をするなどのメンテナンスを行いましょう。人が住まない空き家は、想像以上に早く傷んでしまいます。

いざ活用しようとなったときに、改修で多額の費用がかかってしまうことがないように、自身で住む予定がない場合は、売却や賃貸で人に住んでもらうことを考えましょう。

また、空き家を解体し、土地として活用する方法もあります。

(問) ▶ 建設課建設第二係 TEL : 0172-58-2111 (内線 232)

▼ 土地・建物の相続登記を済ませましょう！

不動産の所有者が亡くなったときは、土地・建物
の名義を相続人の名義に変更しましょう。空き家・
空き地の活用や処分でも非常に重要です。

相続登記がなされていない結果、不動産の管理が
行われず、時間が過ぎて放置に至っているケースが
増えています。

相続登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に
申請します。



○相続登記をしないと・・・

・相続人の死亡が重なると相続も重なってしまい、
現在の相続人を特定する調査に相当の時間がか
かり、手続きにかかる費用が高額になってしまう。

・自己名義でない不動産は、売却や自分の担保にす
ることができず、希望する時期に不動産を処分で
きない。

(問) ▶ 相続の相談は・・・税務課固定資産係
TEL：0172-58-2111 (内線 121)
登記のことは・・・青森地方法務局弘前支局
TEL：0172-26-1150 ※予約制

▼ 空き家・空き地バンクで利活用する、物件を探す

弘前圏域空き家・空き地バンク協議会が運用する「弘前圏域空き家・空き地バンク」では、弘前市・黒石市・
平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村にある売りたい・貸したい物件を登録でき、その
情報をホームページで公開しています。そして、その情報を見て、買いたい・借りたい方と所有者との橋渡
しをしています。また、協議会に参画している金融機関では、バンクに登録された物件の購入等の住宅ロー
ンに対し、金利を優遇しています。

※【弘前圏域空き家・空き地バンク協議会】：弘前圏域定住自立圏8市町村、(公社)青森県宅地建物取引業
協会、(公社)全日本不動産協会青森県本部、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信
用金庫で構成する組織

HP <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiyabank-8/>

○費用を助成しています

村では、バンクを利用して村に定住していただける方に対し、取得経費の一部を助成しています。
詳しくは村のホームページをご覧になるか、役場2階企画観光課へご相談ください。

▶ 物件登録は物件が所在する市町村、利用者登録は次のいずれかの市町村

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ・弘前市建設部建築指導課 | TEL：0172-40-0522 |
| ・黒石市企画財政部企画課 | TEL：0172-52-2111 |
| ・平川市企画財政部企画財政課 | TEL：0172-44-1111 |
| ・藤崎町企画財政課 | TEL：0172-88-8258 |
| ・板柳町企画財政課 | TEL：0172-73-2111 |
| ・大鰐町建設課 | TEL：0172-48-2111 |
| ・田舎館村企画観光課 | TEL：0172-58-2111 (内線 241) |
| ・西目屋村総務課 | TEL：0172-85-2111 |

6 産 業

▼ 田舎館村商工会



商工会には、経済産業大臣が定める資格を持つ「経営指導員」が常駐しており、金融、税制、労働など経営全般にわたって様々なサポートをしています。村内で引き続き6ヶ月以上、事務所・店舗・工場などを有する事業者であれば、規模の大小にかかわらず、誰でも加入できます。

また、個人事業所、自宅や小さな事業所を拠点とする方、農業を営む方で商品や収穫物を店舗などで販売している方も加入できます。

HP <https://r.goope.jp/inakadate>

○加入方法

加入申込書を提出していただきます。

○入会金・会費

個人事業所：月額1,000円
法人事業所：月額1,500円

▼ 商工会の主な取り組み

○経営・税務相談、経理指導

商工会の窓口や電話のほか、定期的に事業所を訪問する巡回相談を実施しています。また、法律や税務などは専門家による相談支援もあります。

○金 融

経営をより安定、向上させるために、金融や信用保証に関する相談や斡旋などを行っています。

○販売開拓支援

販路開拓支援の拠点として東京都有楽町に開設されているアンテナショップ「むらからまちから館」に村の特産品を出品しながら、需要動向の実態把握に努めています。

HP <http://murakara.shokokai.or.jp/>

○エキスパートバンク

ご要望に応じて、様々な分野の専門家や講師を無料で派遣しています。講師リストは青森県商工会連合会ホームページをご覧ください。

HP <http://www.aomorishokoren.or.jp/other/expert.html>

○共済制度

経営や事業者の生活安定や福利厚生のために各種共済制度があり、申し込みは窓口で受付けています。お気軽にご相談ください。

○青年部・女性部

会員事業所の事業に携わる方で組織する青年部、女性部があります。人脈づくりはもちろん、研修会による資質向上や地域貢献活動を行っています。

(問) ▶ 田舎館村商工会 〒038-1121 田舎館村畑中字藤本180
TEL: 0172-58-2417

▼ 農業を始めたい

村では米やりんご、大豆が多く生産されています。また、いちご、トマト、ブロッコリーなどの高収益作物の生産を推進しています。

就農は、状況に応じて様々な支援制度がありますので、まずにご相談ください。



(問) ▶ 産業課産業係 TEL : 0172-58-2111 (内線 143)
 中南地域県民局地域農林水産部 TEL : 0172-33-4821
 JA 津軽みらい田舎館基幹グリーンセンター TEL : 0172-58-3638

▼ カラスやタヌキ、アナグマなどの有害鳥獣

道路で鳥獣の死骸を見つけたときや、農作物に被害を受けたときは、発見場所や状況をお知らせください。

犬・猫は役場1階住民課(14ページ参照)へお知らせください。



(問) ▶ 産業課産業係 TEL : 0172-58-2111 (内線 142)

▼ 農地の売買、賃借

農地を耕作するために売買、贈与、賃借、交換する場合は農業委員会の許可(農地法第3条)が必要です。

売買や賃借では、農地中間管理機構を活用して農地の集約などを行う方法、農業経営基盤強化促進法(大規模な面積を耕作する人が対象)に基づく方法もあります。

農地を取得する場合にはいくつかの条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



▼ 農地を宅地や駐車場、資材置き場に

農地を転用(耕作以外の目的で使用)する場合は、市街化区域内であれば農業委員会への届出、市街化区域外であれば青森県知事の許可が必要です。

農地の所有者自らが転用を行う場合(農地法第4条)、転用目的で農地を買う・借りる場合(農地法第5条)など、それぞれに手続きが必要です。

(問) ▶ 田舎館村農業委員会 TEL : 0172-58-2111 (内線 131)



4. 国民健康保険・年金

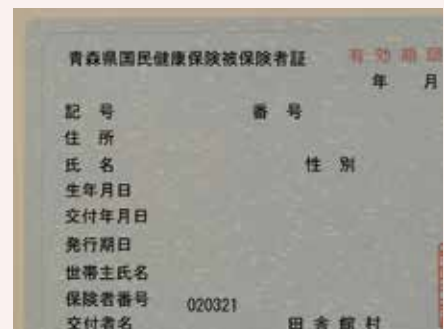
1 国民健康保険

受付：役場 1 階住民課 平日 午前 8 時 15 分～午後 5 時
届出期間：以下の「届け出が必要なとき」から 14 日以内

種 類	届け出が必要なとき	持ちもの
加 入	他の市区町村から転入	転出証明書
	他の健康保険を脱退	社会保険等の喪失年月日と被扶養者の氏名がわかるもの
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	出生	出生を確認できるもの (出生証明書、母子健康手帳など)
脱 退	他の市区町村に転出	保険証
	他の健康保険に加入	国民健康保険と社会保険等の保険証
	生活保護を受け始めた	保護開始決定通知書、保険証
	死亡	保険証、喪主の預金口座・マイナンバーがわかるもの
その他	退職者医療制度に該当・非該当	年金証書、保険証
	住所、世帯主、氏名が変わった	保険証
	就学で、他の市区町村に住む	在学証明書、保険証
	保険証を紛失、汚して使えなくなった	本人(届出人)の本人確認ができるもの(2 ページ参照)

注 意

- ・届け出の際は、手続きが必要となる方(複数の場合は全員分)と、世帯主のマイナンバーがわかるものが必要です。
- ・個人の状況によっては、表記以外のものが必要な場合があります。



▼ 保険税の納付

村税等の納付方法(10 ページ)をご覧ください。

(問) ▶ 住民課国保年金係 TEL : 0172-58-2111 (内線 162)

2 年 金

年金は、老後やいざというときの生活をみんなで支え合う制度です。日本に住む20歳～59歳のすべての方が加入します。

年金に加入している被保険者は、次のように分けられます。



第1号被保険者	学生、自営業者などで、厚生年金や共済組合に加入していない方
第2号被保険者	会社員、公務員などで、厚生年金や共済組合に加入している方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

▼ 国民年金

次のようなときは、第1号被保険者になるための手続きが必要です。
役場1階住民課に届け出をしてください。

○届け出が必要なとき	○持ちもの
20歳になった	日本年金機構から送付される資格取得届書 年金手帳かマイナンバーがわかるもの、 厚生年金等の資格喪失日がわかるもの
20歳～59歳の方が退職	
第3号被保険者の配偶者が退職	
第3号被保険者が配偶者の扶養から外れた	

▼ 保険料の納付

前納や口座振替にすると、お得な保険料の割引があります。

現金納付	日本年金機構から送付される納付書で納めます。 金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。
口座振替	年金手帳か納付書、口座番号がわかるもの、通帳印をお持ちの上、役場1階住民課か年金事務所、金融機関のいずれかで手続きをしてください。
クレジットカード	年金手帳か納付書（※マイナンバーがわかるものでも可）、クレジットカードをお持ちの上、役場1階住民課か年金事務所のいずれかで手続きをしてください。なお、被保険者とクレジットカードの名義が異なる場合は、クレジットカード名義人の同意書が必要です。
インターネットや携帯電話を使った電子納付	あらかじめ金融機関との契約が必要です。 詳しくは、日本年金機構ホームページでご確認ください。 HP https://www.nenkin.go.jp/

▼ 保険料の免除制度

経済的な理由で保険料が納められないときは、本人の申請によって保険料が免除・猶予される制度があります。承認には対象者の前年所得が審査されます。

離職者、震災・風水害等で被災された方は、所得に関係なく該当になる場合があります。

種 類	審査対象	免除の期間	受給資格期間への算出	年金額への反映
全額免除・一部免除	本人・配偶者 ・世帯主	7月～翌年6月	○	○
納付猶予 (50歳未満)	本人・配偶者	7月～翌年6月	○	×
学生納付特例	本人	4月～翌年3月	○	×

▼ 免除・猶予の手続きに必要なもの

- ☐ 年金手帳か、マイナンバーがわかるもの
- ☐ 雇用保険受給資格者証か、離職票（離職を理由とする申請をするとき）
- ☐ 学生証の写しか、在学証明書（学生納付特例を申請するとき）
- ☐ 所得証明書（転入等により所得が確認できないとき）

▼ 国民年金のさまざまな制度

任意加入	未納や未加入期間がある方は、老齢基礎年金の受け取れる額を満額に近づけるために、60歳～64歳の間は任意で国民年金に加入することができます。 受給資格(10年)が足りない方は、70歳まで延長することもできます。 なお、海外に居住する日本国籍がある方は、20歳～64歳で任意加入できます。
付加年金	定額保険料に加え、月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金の受け取れる額を増やすことができます。 付加年金の金額(年額)は、200円×付加保険料の納付月数です。
国民年金基金	第1号被保険者を対象にした上乘せの公的年金です。 詳しい内容や申し込みは、青森県国民年金基金(TEL：017-777-1700)へ直接お問い合わせください。 ※保険料の免除を受けている方は加入できません。

↑ 付加年金と国民年金基金は、どちらか一方しか加入できません。 ↓

(問) ▶ 住民課国保年金係 TEL：0172-58-2111 (内線 162)
弘前年金事務所 TEL：0172-27-1339



5. 健康・相談

1 健(検)診

健康維持のため、健(検)診を受けましょう！

若い人の受診率が低い状況が続いており、特に40～50歳代の方は定期的に受診することで、体の状況をしっかり把握しておくことが大切です。

詳しくは、巻末のポケットに添付している「いなかだて健康ごよみ」ポスターをご覧ください。

ポスターは役場1階厚生課で配付しているほか、村のホームページでも公開しています。



▼ 中央公民館で受診(集団健(検)診)

※令和3年度は文化会館で実施します。

集団健(検)診は無料で受けられます。

- ・ 特定健診・健康診査
- ・ 大腸がん検診
- ・ 前立腺がん検診／男性
- ・ 肝炎ウイルス検査(B型・C型)
- ・ 子宮がん検診／女性
- ・ 骨密度検診(骨粗しょう症)／女性
- ・ 胃がん検診
- ・ 肺がん検診
- ・ 結核検診
- ・ 乳がん検診／女性

▼ 医療機関で受診(個別(検)健診)

個別健(検)診は、無料で受けられます。

- ・ 特定健診・健康診査
- ・ 乳がん検診／女性
- ・ 子宮がん検診／女性
- ・ 脳ドック(自己負担 6,000円)

▼ 脳ドック

- ・ 自己負担 6,000円

▲「いなかだて健康ごよみ」ポスター

2 予防接種

次の予防接種は費用を助成しています。対象者、金額などはそれぞれ異なるので、詳しくはお問い合わせください。

- ・ 高齢者肺炎球菌
- ・ インフルエンザ
- ・ 乳幼児～子どもの予防接種(B型肝炎、ヒブ感染症、肺炎球菌、ロタウイルス感染症、4種混合、BCG、麻疹・風疹、水痘、日本脳炎、2種混合、ヒトパピローマウイルス感染症、インフルエンザ)

(問) ▶ 厚生課健康推進係 TEL : 0172-58-2111 (内線 153)

3 相 談

(ア) 健診結果説明会

健康診断を受診された方には、保健師と管理栄養士が健康相談や家庭訪問を行い、血液データと身体のメカニズム、生活習慣との関係をお話ししながら、生活習慣の改善を支援しています。

(イ) こころとからだの相談

本人やご家族の方を対象に、心と身体の問題による悩みや生活上困っていること、福祉サービスなどの相談に精神保健福祉士が応じます。相談は事前に電話でお申し込みください。

(ウ) 弁護士相談

借金、家族、法律、土地問題などの相談に弁護士が応じます。相談は事前に電話でお申し込みください。

※(イ)～(ウ)の日程は、巻末のポケットに添付している「いなかで健康ごよみ」ポスターをご覧ください。

※このページのほか、電話による各種相談は巻末のポケットに添付している「こころの相談窓口ネットワーク 電話番号一覧」をご覧ください。一覧は役場 1 階厚生課で配付しています。

(問) ▶ 厚生課健康推進係 TEL : 0172-58-2111 (内線 152)

(エ) 人権・行政相談

人権では女性や子ども、高齢者、障害がある方などの人権をめぐるトラブルに対し、身近な相談相手として村の人権擁護委員が相談に応じています。

行政では、毎日の暮らしの中で役所が行う仕事に関する苦情や意見、要望などがあつた時に、身近な相談相手として村の行政相談委員が相談に応じています。道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、

- ・苦情や要望を直接申し出にくい、どこへ話したらよいかわからない
- ・制度や仕組みを知りたい
- ・困りごとがあるがどこに相談してよいかわからない など、お気軽にご相談ください。

※(エ)の日程は、「広報いなかで」をご覧ください。

(問) ▶ 住民課住民係 TEL : 0172-58-2111 (内線 164)

(オ) 暮らしの豆知識

消費者トラブルの対策に役立つ情報や、日常生活にかかわりの深いテーマを幅広く取り上げた冊子をお配りしています。毎年1月～2月ごろ、各地区の行政連絡員を通じて、最新版を每户配布しています。

別途必要な方には役場2階企画観光課で配布しています。



(問) ▶ 企画観光課商工観光係 TEL : 0172-58-2111 (内線 243)

(カ) 弘前市市民生活センター

弘前市駅前町9-20 ヒロロ3階(ヒロロスクエア)

内容：消費生活相談(架空請求・契約トラブル・多重債務など)

時間：毎週火～日曜日 午前8時30分～午後5時

(毎週月曜日と12月29日～1月3日は休館)

※弘前市市民生活センターは村を含む弘前圏域定住自立圏の8市町村連携による取り組みの一環で開設されていますので、村に住む方でも利用できます。



(問) ▶ 弘前市市民生活センター TEL：0172-34-3179
企画観光課商工観光係 TEL：0172-58-2111(内線 243)

memo



6. 福祉

1 高齢者

▼ 介護保険制度

40歳以上の方が被保険者となって保険料を納めることで、介護が必要になったときに適切な介護サービスを受けることができます。この制度により、介護サービスを受けたときの自己負担額が所得に応じて1割～3割負担となります。

国全体で介護を必要とする方を支え合う制度のため、介護保険利用の有無にかかわらず40歳以上のすべての方に保険料を納めていただく必要があります。

第1号被保険者 (65歳以上の方)	申請ができるのは、日常生活で一部支援が必要な場合や、常に介護を必要とする方
第2号被保険者 (40～64歳の方)	要介護・支援認定は、特定疾病が原因で介護や一部支援が必要になった方に限る

▼ サービスの提供

サービスの利用には必ず下表の認定が必要になります。

認定後に利用者がサービス提供事業者と契約することで、介護度に応じたサービスの利用が開始されます。

区 分	受けられるサービス	相談・申請
要介護	在宅型サービス（ヘルパーやデイサービスなど）、施設サービス、福祉用具利用・購入、住宅改修等、特別養護老人ホームの入所（原則要介護3以上が必要）	(相談) 地域包括支援センター (申請) 役場1階厚生課
要支援	在宅型サービス、福祉用具利用・購入、住宅改修等 ※主に在宅サービスが中心。 ※福祉用具や住宅改修は事前に申請が必要となり、サービス提供事業者等に必ず相談してください。	
介護予防・日常生活支援総合事業	ヘルパー、デイサービス等の予防支援のみ	地域包括支援センター

▼ 介護保険料の納付

40～64歳の方は、加入されている国民健康保険・社会保険等と合わせて徴収されます。65歳以上の方は原則、年金からの天引きとなります。年度内に65歳になった方や、年金から天引きできなかった方は、納付書による納付（10ページ参照）となります。

(問) ▶ 厚生課介護保険係 TEL: 0172-58-2111 (内線 156)
田舎館村地域包括支援センター TEL: 0172-58-3704
FAX: 0172-58-3675

memo

▼ 後期高齢者医療制度

受付：役場 1 階住民課 平日 午前 8 時 15 分～午後 5 時

届出期間：以下の「届け出が必要なとき」から 14 日以内

種 類	届け出が必要なとき	持ちもの
加 入	県外から転入	負担区分等証明書、はんこ
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、はんこ
脱 退	県外に転出	保険証、はんこ
	生活保護を受け始めた	保護開始決定通知書、保険証、はんこ
	死亡	保険証、喪主のはんこ・預金口座
その他	住所、世帯主、氏名が変わった	保険証、はんこ
	保険証を紛失、汚して使えなくなった	本人確認ができるもの（2 ページ参照）、はんこ

注 意

- ・届け出には、手続きが必要となる方（複数の場合は全員分）のマイナンバーがわかるものが必要です。また、本人以外の方が届け出をされる場合は、窓口に来られる方の本人確認書類（2 ページ参照）の提示とはんこも必要になります。
- ・内容によっては表記以外のものが必要な場合もありますので、まずはご相談ください。



▼ 保険料の納付

原則、年金からの天引きとなります。年金から天引きできなかった方は、納付書による納付（10 ページ参照）となります。

(問) ▶ 住民課国保年金係 TEL：0172-58-2111 (内線 161)
青森県後期高齢者医療広域連合 TEL：017-721-3821

2 障害者



▼ 障害者手帳

○身体障害者手帳	○愛護手帳 (療育手帳)	○精神障害者保健福祉手帳
ケガや病気などから身体に継続する障害があるため、社会的、日常生活に制限を受ける方に交付します。	知的発達の遅れから日常生活に支障があったり、判断能力が不十分であったりする方に交付します。	精神に障害があるため、長期にわたり日常生活や社会生活へ制約がある方に交付します。

▼ 各種サービス

○自立支援給付

障害や難病のある方に対し、その種別にかかわらず必要とされるサービスを、それぞれの状況を踏まえて提供します。

サービス内容は大きく分けて訪問系、日中活動系、居住系があります。

○障害児通所支援

障害を持つ児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上の訓練、集団生活へ適応するための訓練、治療などを提供します。

○自立支援医療

更生医療	精神通院	育成医療
身体障害者手帳をお持ちの方が、障害による負担を軽くするために必要な医療を受けるとき、治療費の一部を負担します。	精神医療を継続的に要する病状がある方に対して、医療保険各法で負担される分を除いた費用の一部を負担します。	障害のある児童 (将来、障害が残る疾患のある児童) に対して、その障害を除去・軽減するための治療にかかる費用の一部を負担します。

○重度心身障害者医療費助成

65歳未満のときに障害者手帳が交付された重度障害者の医療費のうち、保険診療の対象となる自己負担額の一部について助成します。

○地域生活・活動支援

障害者 (児) が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた支援を受けられます。

- ・相談支援
- ・日常生活用具給付
- ・移動支援
- ・補装具の給付・修理
- ・日中一時支援
- ・生活サポート
- ・意思疎通支援
- ・訪問入浴サービス
- ・自動車改造助成
- ・創作・生産活動の提供

▼ 手当

○特別障害者手当	○特別児童扶養手当	○障害児福祉手当
日常生活で常時特別な介護が必要な状態にある20歳以上の、在宅の重度障害者(障害を重複して有する方)に支給します。	20歳未満で精神、または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母などに支給します。	日常生活で常時介護が必要な状態にある20歳未満の、在宅の重度障害児に支給します。

※障害者手帳の所持による公共交通機関の免除のほか、要件によってはNHK受信料免除、有料道路料免除、自動車税減免が受けられます。

(問) ▶ 厚生課福祉係 TEL : 0172-58-2111 (内線 154)

3 生活保護

生活保護は、生活に困っている方に対して一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、その人が自分自身の力で生活できるように手助けをする制度です。生活保護は世帯ごとに、その世帯の全収入と国の定める基準によって計算される最低生活費を比べて、世帯の全収入が最低生活費より少ない場合に受けられます。

保護を決定すると、収入と最低生活費の差額を保護費として支給します。

▼ 種類

生活保護には次の8つの扶助があり、国の定めた基準により世帯の生活に合わせた扶助を受けることができます。

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| (ア) 生活扶助 | (イ) 住宅扶助 | (ウ) 教育扶助 | (エ) 医療扶助 |
| (オ) 介護扶助 | (カ) 出産扶助 | (キ) 生業扶助 | (ク) 葬祭扶助 |

▼ 保護を受けるときは

生活に困っている方は、いつでも福祉事務所や役場1階厚生課、各地区の民生委員(45ページ参照)へご相談ください。生活保護の受給を希望される方は、福祉事務所か役場1階厚生課で申請書類をお渡ししていますので、窓口へお越しください。

(問) ▶ 中南地方福祉事務所 TEL : 0172-35-1622
厚生課福祉係 TEL : 0172-58-2111 (内線 154)

memo

4 社会福祉協議会

(福) 田舎館村社会福祉協議会は、介護保険事業に携わりながら、地域の皆様、民生委員・児童委員、社会福祉・保健・医療・教育などの各機関の方々とともに、住みなれた場所で、住民が安心して生活していただけるように様々な活動を行っています。



▼ 主な施設と事業

区 分	内 容
老人デイサービスセンター	デイサービス 対象区分は事業対象者、要支援1～要介護5。健康チェック、入浴、昼食、送迎、機能訓練(歩行・屈伸・体操)レクリエーション、遠足や納涼祭などの各種行事 ほか (時間) 午前8時45分～午後3時45分 (休) 日・祝日・年末年始
	ホームヘルプサービス 入浴、排泄、通院などの介助、家事援助、買い物代行、医療機関への送迎、保険外サービスほか (時間) 午前8時～午後4時45分 (休) 年中無休
地域包括支援センター	福祉の総合相談、介護予防プラン作成、介護予防教室、家族介護支援 ほか (時間) 午前8時～午後4時45分 (休) 土・日・祝日・年末年始
居宅介護支援	居宅サービス計画の作成、介護保険申請代行、各種支援サービスの紹介・相談 ほか (時間) 午前8時～午後4時45分 (休) 土・日・祝日・年末年始
心配ごと相談	(時間) 毎月5日・25日 午前9時～正午 (場所) 役場1階相談室 ※土・日・祝日に重なる場合は前後します。

● 地域密着型特別養護老人ホーム「やすらぎの郷」



(問) ▶ 田舎館村社会福祉協議会
 〒038-1122 田舎館村八反田字古館206-1
 TEL: 0172-43-8111



7. 子育て

1 妊娠・出産・母子保健

▼【妊娠前に】風しん抗体検査とワクチン接種の費用助成

妊婦の風しん感染による胎児の先天性風しん症候群の発生を防ぐため、抗体検査やワクチン接種の費用を助成しています。指定の医療機関はありませんが、ワクチン接種と妊娠のタイミングなど注意事項があります。また、申請期間や必要な書類などもありますので、詳しくはお問い合わせください。

○対 象

現在、夫（パートナー）がいらっしゃる方で近い将来に妊娠を予定している女性、
風しんの抗体価が低い妊婦の夫や同居家族

▼ 妊娠したときは

妊娠がわかったら、母子健康手帳を交付します。医師の診断を受けると妊娠届出書が渡されますので、役場1階厚生課にお出しください。母子健康手帳と14回分の妊婦健診の受診票をお渡しします。

母子健康手帳をお渡しするときに、保健師から妊娠中の過ごし方や妊婦健診などについて、管理栄養士からは妊娠中の食事について説明や相談を行います。なお、妊娠届出書にはマイナンバーの記入が必要です。

○持ちもの

妊娠届出書、妊婦連絡票（青森県内の医療機関を受診した方）、国民健康保険証（加入者のみ）、
本人確認ができるもの（2ページ参照）

▼ 乳幼児の健診・相談

健診は中央公民館で実施しています。発育を確認しながら、子どもの体について理解を深めましょう。

- ・ 3～4 か月児健診
- ・ 7 か月児相談（7～8 か月児）
- ・ 1 歳児健診（1 歳～1 歳 1 か月児）
- ・ 1 歳 6 か月児健診（1 歳 7 か月～1 歳 9 か月児）
- ・ 2 歳児歯科健診（2 歳 6 か月～2 歳 8 か月児）
※ 歯科医院で受診
- ・ 3 歳児健診（3 歳 6 か月～3 歳 8 か月児）



▼ 予防接種の費用助成

次の予防接種は、費用を助成しています。

対象や金額などはそれぞれ異なるので、詳しくはお問い合わせください。

- ・ ロタウイルス感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、B 型肝炎、ヒブ感染症、肺炎球菌、
4 種混合、BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、2 種混合、インフルエンザ

(問) ▶ 厚生課健康推進係 TEL：0172-58-2111 (内線 153)

2 保育所

▼ 保育所【ア】の申し込み

受付：役場 1 階厚生課 平日 午前 8 時 15 分～午後 5 時

申し込みには、保育を必要とする認定を受けることが必要です。次の提出書類は、役場 1 階厚生課か、【ア】の施設でお渡ししています。

○提出書類

- ・支給認定申請書兼保育利用申込書（保育を必要とする認定と、利用の申し込みを同時に行えます。）
- ・就労（予定）証明書、または就労状況申告書（両親分）
※雇用されている場合 → 就労（予定）証明書 農業・自営業・内職など → 就労状況申告書

○保育を必要とする事由

認定を受けることができるのは、保護者が次のいずれかに該当し、お子さんを保育することが困難な場合です。

- ・月 48 時間以上の就労
 - ・同居親族の介護、看護
 - ・就学
 - ・妊娠、出産
 - ・災害復旧
 - ・虐待や DV
 - ・保護者の疾病、障害
 - ・就職活動
 - ・村長が必要と認める事由
- （入所後 90 日以内の就労が必要）

▼ 保育所【ア】の一覧

○畑中保育所

田舎館村畑中字藤本 17
(株) アイナック
TEL：0172-58-2100



○光田寺保育園

田舎館村堂野前字西田 37-2
(福) 幸成会
TEL：0172-58-2222



○田舎館こども園（認定こども園）

田舎館村川部字上船橋 52-8
(福) 日の出
TEL：0172-58-2254



(問) ▶ 厚生課福祉係 TEL：0172-58-2111 (内線 155)

▼ 一時保育

保護者の就労形態や冠婚葬祭、その他の行事などにより、家庭でお子さんの保育が困難になるときや、保護者の心理的・肉体的な負担などの事情により、【ア】【イ】の施設にて一時的に保育をしてもらうことができます。利用方法は各施設に直接お問い合わせください。

▼ 保育所【イ】 ※認可外施設

保育所【ア】と異なる認可外施設のため、申し込みは施設に直接お問い合わせください

○川部西ヶ丘保育園

田舎館村川部字上西田129-12

TEL：0172-75-2300



▼ 病児・病後児保育施設

小学生までの児童が、病気やその回復期で安静を必要とする状態で、保護者が仕事やその他の事情により家庭で保育ができない場合、一時的に保育をする施設が近隣市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町など）にあり、施設一覧が青森県庁のホームページで公開されています。

利用の申し込みは、各市町村が実施施設にお問い合わせください。

HP 青森県庁こどもみらい課 <https://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/byojihoiku.html>

(問) ▶ 弘前市役所子育て支援課児童育成係 TEL：0172-35-1131

3 児童センター

児童館、子育て支援センター、放課後児童クラブの機能を持った施設です。

田舎館村八反田字古館210-1

TEL：26-7121



児童館として…子どもに遊びの機会を提供する場として、開館中いつでも自由に利用できます。

対 象：18歳未満の方（未就学児は保護者同伴） 利用料：無料

時 間：平日 午前9時15分～午後6時、土曜日 午前8時～午後6時

休館日：日曜日、祝日、年末年始

子育て支援センターとして…乳幼児の育児不安や悩みごとなど、保護者からの相談に応じています。子どもを連れての来館や、電話での相談などお気軽にご利用ください。

対 象：村内に住んでいる保育所等に入所されていない子ども、その保護者 利用料：無料

時 間：平日 午前9時30分～午前11時30分（土・日・祝日、小学校の長期休業や振替休日を除く）

放課後児童クラブとして…小学校の放課後や土曜日、長期休業の際に、生活や遊びの場として過ごすことができるよう指導員が支援します。平日は田舎館小学校からセンターまではスクールバスが運行します。

なお、新たに利用を開始される際はセンターへ事前登録が必要です。また、登録児童が帰宅する際は、安全確保のため、原則として保護者の迎えをお願いします。

対象・定員：保護者が仕事等で日中家庭にいない小学校児童・194人 利用料：無料

時 間：平日 小学校の放課後～午後6時、土曜日 午前8時～午後6時

（小学校の長期休業、振替休日も含む）

休業日：日曜日、祝日、年末年始

(問) ▶ 厚生課福祉係 TEL：0172-58-2111（内線 155）

4 子育て支援

▼ 特定不妊治療費助成

不妊治療のうち特定不妊治療（体外受精や顕微授精など）は、保険適用外のため高額な治療費がかかります。特定不妊治療のため「青森県特定不妊治療費助成事業」を活用している方に対し、村では1治療あたり50,000円を上限に治療費の一部を助成しています。

○申請期間

「青森県特定不妊治療費助成事業費補助金」の交付決定を受けた月の翌月1日から、30日以内に役場1階厚生課へ申請してください。必要な書類は役場1階厚生課の窓口でお渡ししています。

▼ 乳幼児・子どもの医療費給付

村に住所があり健康保険に加入しているお子さんが病院を受診したり、医師の処方箋で薬をもらったりした場合に、本人負担分の医療費全額を助成しています。

役場1階厚生課で「医療費受給者証」を発行しています。

○対象

(ア) 0歳～就学前

注意 乳幼児の医療費受給者証の更新手続きは毎年です。

(イ) 小学校1年生～中学校3年生

○給付方法

原則、現物給付（支払いなし）。償還払いも可能。

※ひとり親家庭等の医療費を助成する制度もありますので、詳しくは厚生課福祉係へお問い合わせください。

田舎館村乳幼児医療費受給資格証									
公費負担者番号	8	1	0	2	0	3	2	3	
受給資格証番号									
給付対象	入院・外来								
有効期限	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで	
対象乳幼児氏名									
(生年月日)	令和	年	月	日					
保護者氏名									
加入保険	種類								
	記号番号								
上記対象乳幼児の有効期限内における医療の給付に係る一部負担金については、支払いを要しないことを証明します。 ※入院時食事療養費は、支払いが必要です。									

(問) ▶ 厚生課健康推進係 TEL：0172-58-2111 (内線 153)

▼ 児童手当

15歳に到達してから最初の3月31日（中学校修了前）までの子どもを養育している人に給付します。

○申請先

(ア) 請求者が公務員以外 → 請求者が住民登録している市町村役場（村在住の方は役場1階厚生課）

(イ) 請求者が公務員 → 請求者の勤務先
※支給要件や書類の受け取りは勤務先へお問い合わせください。

(問) ▶ 厚生課福祉係 TEL：0172-58-2111 (内線 155)

▼ 出産祝金 (第3子から)

- 支給金額 200,000円
- 支給要件 平成29年4月1日以降に出生した第3子以降の子どもと生計をひとつにし、現に監護していること。また、監護者は3年以上村に居住していること。



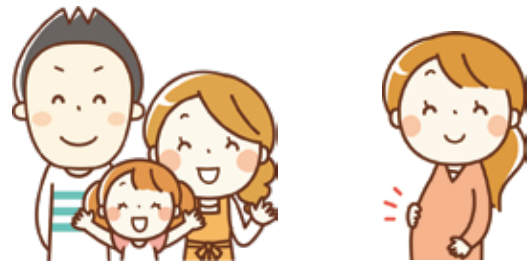
(問) ▶ 厚生課福祉係 TEL : 0172-58-2111 (内線 155)

▼ 子育て世代包括支援センター

受付：役場1階厚生課 平日 午前8時15分～午後5時

妊娠・出産・子育てが安心して行えるように、保健師等がお母さんとご家族の相談に応じます。

- こんなとき、ご相談ください
- ・初めての妊娠、出産…不安がいっぱい
 - ・赤ちゃんのお世話ってどうしたらいいの？
 - ・赤ちゃんが泣いてばかりでイライラする
 - ・病気になったらどこに連絡していいの？
 - ・子育てが思い通りにいかない、誰か話を聞いて…



(問) ▶ 厚生課健康推進係 TEL : 0172-58-2111 (内線 152)

5 小児救急医療体制 (夜間、休日)

▼ 夜間や休日に子どもが急病になったときは

津軽地域では、弘前市急患診療所 (弘前総合保健センター内) を中心として、年中無休で夜間、休日 (日曜日、国民の祝日、振替休日、8月13日、12月31日～1月3日) の子どもの急病に対応する広域小児救急医療を実施しています。夜間や休日に子どもが急病になり、診察が必要な場合は、次の機関にご連絡ください。

- 午後7時～午後10時30分の場合、休日の午前10時～午後4時の場合

(問) ▶ 弘前市急患診療所 TEL : 0172-34-1131

- その他の時間帯 (医療機関紹介電話で、その日の当番病院をご紹介します)

(問) ▶ 弘前地区・消防本部 TEL : 0172-32-3999
青森地区・消防本部 TEL : 017-722-2211

memo



8. 教育・学校

1 学 校

▼ 田舎館小学校

田舎館村大根子字牧ヶ袋 80

TEL : 0172-58-2253 FAX : 0172-58-3450

○主な放課後活動

保護者や地域の方が主体となって、村内の施設でスポーツ活動が行われています。

- ・野球
- ・卓球
- ・ミニバスケットボール
- ・バレー
- ・相撲(～中学生)
- ・サッカー
- ・一輪車
- ・剣道(～中学生)
- ・陸上競技(～中学生)



子ども110番の家

子どもが事件や事故に巻き込まれそうになったときに避難できる場所として、特定の個人宅やお店約60ヶ所が「子ども110番の家」になっています。

一覧は小学校を通じて子どもたちに周知されています。万が一に備えて、身近な場所がどこにあるか、確認しておきましょう。



このプレートが掲示されています。

※児童センターは34ページ参照

▼ 田舎館中学校

田舎館村畑中字観妙寺 40-1

TEL : 0172-58-2240 FAX : 0172-58-2219

○主な放課後活動

学校管轄のもと、次の部活が行われています。

- ・野球
- ・ソフトボール(休部中)
- ・卓球
- ・バスケットボール
- ・サッカー
- ・吹奏楽
- ・創作



2 給 食

▼ 田舎館村学校給食センター

田舎館村畑中字観妙寺 40-1

TEL : 0172-55-9912 FAX : 0172-55-9913

小・中学校に給食を提供しています。
献立は村のホームページで公開しています。



3 転 校

○村外へ転出

担任の先生へ連絡してください。また、区域外就学を希望する場合は役場3階教育課へお越しください。

○村へ転入

住所異動の手続き後、役場3階教育課へお越しください。



4 教育支援

○就 学 相 談

主に、小学校入学前のお子さんがある方に対し、学校生活や準備することなどの相談に随時応じています。

○就 学 援 助 (特別支援教育就学奨励費)

小・中学校の特別支援学級に在学する児童、生徒がいらっしゃる保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、学用品費等の就学に必要なものを支援しています。

○就 学 援 助 (要・準要保護児童生徒就学援助制度)

経済的な理由により、就学が困難な児童、生徒に対し、学用品費等の就学に必要なものを支援しています。

○入 学 祝 金 (第3子から、小・中学校入学時)

支給金額：100,000円

支給要件：村に住所があり、保護者が現に養育している子どもの第3子以降

○奨 学 金

高校や大学などへの進学にあたり、修学に意欲のある入学予定者・高校生・大学生等で、経済的な理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与します。

(問) ▶ 教育課学務係 TEL：0172-58-2111 (内線 332)

○学校給食費の減免

村内の学校に在籍し、村に住所がある方

(問) ▶ 田舎館村学校給食センター TEL：0172-55-9912



9. 主な施設

▼ 田舎館村中央公民館・田舎館村民体育館

田舎館村畑中字藤本 159-1

(住所は異なりますが、役場敷地内にあります。)

TEL: 0172-58-2250 FAX: 0172-58-2394

利用時間: 午前9時～午後9時

(12月29日～1月3日は休館)



○部屋と料金(1時間あたり) 料金は冷暖房や各種備品の利用を含みます。

・中央公民館

大ホール	1,000円
調理室	400円
和室	300円
会議室1～3	各300円

※次の村内各種団体が当該団体活動で使用する場合は使用料を免除します。

- ・文化団体 ・社会教育団体 ・スポーツ少年団
- ・部活動の団体
- ・村スポーツ協会加盟団体

・村民体育館

			アリーナ		ミーティングルーム	
			村内	村外	村内	村外
団体(10人以上) アマチュアスポーツ	入場料の設定なし	高校生以下	500円	1,000円	100円	200円
		一般	1,000円	1,500円		
	入場料の設定あり		2,000円	3,000円		
イベント等	入場料の設定あり		3,000円	5,000円	200円	300円
	入場料の設定なし		20,000円	25,000円		
個人(9人以下)	高校生以下		無料	100円	※11月～3月は冬期料金 となり2割増になります。	
	一般		100円	200円		

○利用方法

予約は平日の午前8時15分～午後5時、電話か中央公民館1階の窓口で受付けています。

利用前に中央公民館1階の窓口へ申請書を提出してください。FAXでの対応も可能です。

図書室

○利用方法

室内では本を自由にご覧いただけます。

貸出しでは、初めて借りる人は中央公民館1階の窓口で利用者登録をしてください。貸出し期間は2週間で、1回につき5冊まで借りることができます。



(問) ▶ 教育課社会教育係(中央公民館) TEL: 0172-58-2250

▼ 田舎館村文化会館

役場庁舎に併設しています。

利用時間：午前9時～午後10時
(12月29日～1月3日は休館)



○主な部屋	○料 金 (2021.1.1 現在)	○利用方法
1階／文化ホール 3階／展示室、リハーサル室、第1・第2控え室	午前・午後・夜間・全日の区分で各部屋に設定しています。 文化ホール／7,960～34,480円 展示室／1,020～4,480円 ほか ※音声マイクやステージ照明、テーブルなどの備品も有料でお貸ししています。 ※村の社会教育に関する利用には減免措置があります。	予約は平日の午前8時15分～午後5時に、電話か中央公民館の窓口で受付けています。 利用前に申請書を提出してください。FAXでの対応も可能です。

(問) ▶ 教育課社会教育係 (中央公民館) TEL : 0172-58-2250

▼ 田舎館村展望台・第1田んぼアート

6月ごろ～10月上旬の期間で、田舎館村文化会館の4・6階部分からご覧いただけます。 ※有料

(問) ▶ 企画観光課商工観光係 TEL : 0172-58-2111 (内線 243)

▼ 克雪トレーニングセンター

田舎館村八反田字古館217-3
(田舎館中学校向かい側)

利用時間：午前9時～午後9時
(12月28日～1月4日は休館)



○料金・対象	○利用方法
利用は無料、村民か村内の団体のみお使いいただけます(活動拠点が村外の場合は不可)。	予約は平日の午前8時15分～午後5時に、電話か中央公民館の窓口で受付けています。 利用前に申請書を提出してください。FAXでの対応も可能です。

(問) ▶ 教育課社会教育係 (中央公民館) TEL : 0172-58-2250

▼ 田舎館村埋蔵文化財センター・博物館（田澤茂記念美術館）

約2100年前（弥生時代中期）の水田遺構を中心に、国史跡の垂柳遺跡やそれに関連した高樋（3）遺跡などの遺物を保存展示しています。博物館では村出身の画家・田澤茂氏の作品等を展示しています。

田舎館村高樋字大曲63 TEL：0172-43-8555

開館時間：午前10時～午後5時

休館日：月曜日（休日の場合は翌平日）、
12月29日～1月3日

○入館料（2021.1.1 現在）

一般	300円
高校生・中学生	200円
小学生	100円
※15名以上の団体割引あり	



▼ 田舎館村総合案内所「遊稲の館」^{ゆうどう}

農業の歴史展や稲作体験、料理教室、喫茶コーナーなどがあります。また、館内の部屋はイベントや会議などの用途で貸出しもしています。

田舎館村垂柳字長田47 TEL：0172-58-4689

開館時間：午前9時～午後5時

（喫茶コーナーは土・日・祝日の午後3時まで）

休館日：月曜日（休日の場合は翌平日）、
12月29日～1月3日

○部屋と料金（2021.1.1 現在）

広間（奥の間・座敷・茶の間）と調理室、1時間あたり
210円～320円、暖房使用は3割増しとなります。



▼ 道の駅いなかだて「弥生の里」・第2田んぼアート

田舎館村高樋字八幡10



遊具施設 TEL：0172-58-4221（管理棟）



弥生の里展望所 TEL：0172-58-2111（役場）



レストランジャイゴ TEL：0172-43-8121



産地直売センター TEL：0172-58-4411

▼ 公園 ※□は地区名



垂 柳

垂柳地区農村公園
ベンチ、遊具、
駐車場有り



田舎館

田舎館街区公園
トイレ、ベンチ、
遊具有り



畑 中

畑中児童公園
ベンチ有り



大 曲

大曲農村公園
トイレ、ベンチ、
遊具有り



諏訪堂

諏訪堂農村公園
トイレ、ベンチ、
遊具有り



大根子

大根子農村公園
ベンチ、遊具有り



豊 蒔

豊蒔農村公園
トイレ、ベンチ、
遊具有り



大 袋

大袋農村公園
トイレ、ベンチ、遊具、
駐車場有り

大 袋

平川河川公園
駐車場有り、
テニスコートの利用は無料



川 部

田舎館村農村広場
トイレ、ベンチ、
遊具、駐車場有り



川 部

川部児童公園
トイレ、遊具有り

 川 部 川部駅前児童公園 トイレ、ベンチ、 遊具有り	 境 森 境森集落広場 トイレ、ベンチ、 遊具有り
 前田屋敷 前田屋敷農村公園 トイレ、ベンチ、 遊具有り	 堂野前 堂野前集落広場 トイレ、ベンチ、 遊具有り
 新 町 新町集落広場 トイレ、ベンチ、 遊具有り	 東光寺 東光寺集落広場 トイレ、ベンチ、 遊具有り
 二津屋 二津屋農村公園 トイレ、ベンチ、 遊具有り	 高 田 高田農村公園 トイレ、ベンチ、 遊具有り
浅瀬石川河川敷・新町地区 十二川原地区～新町地区を渡る「東橋」下にある テニスコートの利用は無料	

▼ 敷地の占用

事前に申請が必要で、占用面積等によって使用料が発生します。

▼ 守ってほしいこと

公園の中では、次の行為が各種公園条例等により禁止されています。

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------------|
| (1) 施設の損傷や汚損 | (2) 竹木の伐採、植物の採取 | (3) 土地の形質を変更すること |
| (4) 鳥獣類の捕獲、殺傷 | (5) はり紙、はり札、広告の表示 | (6) 立入禁止区域に入ること |
| (7) 指定場所以外への車両の駐停車 | (8) 公園をその用途以外に使用すること | |

(問) ▶ 建設課建設第二係 TEL : 0172-58-2111 (内線 232)
または 産業課産業係 // **(内線 142)**

▼ 温泉

部屋利用のような入浴料以外の料金は、各施設に直接お問い合わせください。

いこい 老人憩の家

田舎館村畑中宇藤本 169 TEL : 0172-58-3555

利用時間：午後4時～午後9時

(土・日・祝日は午前9時～午後9時)

○入浴料 (2021.1.1 現在)		○高齢者の無料入浴
中学生以上	150円	平日の午前9時～午後3時、高樋・十二川原・枝川・垂柳・田舎館・八反田・畑中・大曲地区に住所がある65歳以上の方が対象で、入浴回数は無制限です。
小学生以下	50円	



ふれあいセンター・川部温泉

田舎館村川部字村元 33-1 TEL : 0172-75-5211

利用時間：午前6時～午後9時

○入浴料 (2021.1.1 現在)		○高齢者の無料入浴
15歳以上	310円	平日の午前8時30分～午後3時、諏訪堂・大根子・豊蒔・大袋・川部・和泉地区に住所がある65歳以上の方が対象で、入浴回数は村が発行する入浴券により月10回までです。
6歳～14歳	150円	
6歳未満	70円	



光田寺コミュニティセンター・

まえだやしき温泉「ほからっと」

田舎館村前田屋敷字東中野 35-1 TEL : 0172-58-2221

利用時間：午前6時～午後9時

○入浴料 (2021.1.1 現在)		○高齢者の無料入浴
15歳以上	310円	平日の午前8時30分～午後3時、境森・前田屋敷・土矢倉・堂野前・新町・東光寺・二津屋・高田地区に住所がある65歳以上の方が対象で、入浴回数は村が発行する入浴券により月10回までです。
6歳～14歳	150円	
6歳未満	70円	



(問) ▶ 高齢者の無料入浴：厚生課福祉係 TEL : 0172-58-2111 (内線 154)

(株) 平川温泉

田舎館村大袋字樋田 3 TEL : 0172-58-2160

利用時間：午前6時30分～午後10時

○入浴料

中学生以上	350円
小学生	150円
未就学児	60円





10. 議会・選挙

▼ 議会

村議会は、村政の運営方針や重要な各種計画をはじめ、条例、予算、決算、契約などの重要な案件を審議する機関で、村民から直接選ばれた8人の議員で構成されています。

審議の場として年4回の定例会と、必要に応じて開催される臨時会があり、どなたでも傍聴することができます。

議会の活動や定例会の概要は、「広報いなかだて」で紹介しています。

請願・陳情

行政に対する意見や要望などを、直接議会に提出することができる制度です。

請願書や陳情書を、持参か郵送で役場3階議会事務局へ提出してください。

○記載項目

- ①提出年月日
- ②提出者住所、氏名、押印
- ③件名と請願、陳情の趣旨
- ④紹介議員の署名か記名押印(請願書のみ)
- ⑤宛先(田舎館村議会議長に宛ててください)
- ⑥意見書案(関係機関へ意見書を求める場合)



請願書を提出されますと、直近の定例会において常任委員会へ付託し、審査を経て本会議で議決されます。審議の結果は定例会が閉会后、提出者へ通知します。なお、陳情書は議員へ配布するのみとなります。

(問) ▶ 議会事務局 TEL : 0172-58-2111 (内線 311)

▼ 選挙

投票

選挙があるときは世帯ごとに投票所の入場券を郵送します。投票するときはご自分の入场券を持って投票所にお越しください。

○入场券がお手元に届かない、紛失してしまったとき

投票所の受付にて「選挙人名簿」に登録されているか確認します。

名簿の確認ができれば、そのまま投票することができます。

期日前投票

投票日当日に仕事や用事などの予定で投票所へ行くことができない方は期日前投票ができます。

投票期間は選挙期日の公示・告示があった日の翌日～投票日の前日となります。

(問) ▶ 田舎館村選挙管理委員会 TEL : 0172-58-2111 (内線 226)



11. 地域・地区会

1 地域

▼ 住民による自主防災

災害による被害を軽減するため、各地区会を中心に自主防災組織が結成され、防災訓練や講習会などが行われています。

大規模災害が発生すると、消防や警察では十分に対応できない可能性があります。そんな時のために、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、自主防災組織の活動に積極的に参加し、災害に強い地域をつくりましょう。



炊き出し訓練の様子

▼ 消防団

各区域で住民が主体となって組織されている消防団は、消火活動をはじめ、水害や震災などから住民を守る重要な役割を担っています。

○入団資格

18歳以上の村民か村に在勤する方

入団希望の方は、地区会の方が役場2階総務課へご相談ください。



(問) ▶ 総務課防災交通係 TEL : 0172-58-2111 (内線 221)

▼ 民生委員・児童委員

地区に配置している各委員は、高齢者や児童・生徒の見守り、障害がある方への相談支援、地域の福祉や住民の暮らしにまつわる身近な相談などに応じています。各委員の配置状況はお問い合わせください。

(問) ▶ 厚生課福祉係 TEL : 0172-58-2111 (内線 155)

▼ 田舎館村文化協会・サークル活動

写真(館友写真クラブ)・カラオケ(川部歌謡愛好会)・中国舞拳(満天姫くらぶ)・川柳(田舎館川柳会)・レクダンス(自遊人レクダンスクラブ)・コーラス(キャロルクイーンズ)・パッチワーク(パッチワークの会)・読み聞かせ(おはなし会ひまわり)・津軽三味線(津軽三絃道 花田会)・パッチワーク(楽作のつどい)

▼ 田舎館村スポーツ協会

陸上競技協会・ママさんバレーボールクラブ・卓球協会・ボウリングクラブ・バドミントンクラブ・剣友会(剣道)・硬式テニスクラブ・バスケットボール協会(男女)・ゲートボール愛好会・野球倶楽部(男子ソフトボール)・サッカークラブ・相撲協会・女子ソフトボール部・グラウンドゴルフ協会・野球協会

(問) ▶ 教育課社会教育係(中央公民館) TEL : 0172-58-2250

▼ 田舎館村シルバー人材センター

田舎館村畑中字藤本 159-1 (田舎館村中央公民館内)

受付時間：午前9時～午後3時

働く意欲のある高齢者の会員組織で、家庭や事業所、公共団体などから依頼された就業機会を会員に提供しています。ご用命はお気軽にお問い合わせください。また、村内に居住する60歳以上の方を対象に、会員も募集しています。

○主な請負内容

農作業、草刈り、雪囲い、除雪、施設管理、せん定など

(問) ▶ 田舎館村シルバー人材センター TEL : 0172-58-3990

2 地区会

▼ 主な活動

地区会は、皆さんがお互いに助け合いながら快適に暮らしていけるように、ごみ置き場や公園の管理、地区内の環境美化、納涼祭やねぶた運行のような行事で住民同士の親睦を深める機会づくり、緊急時は避難場所にもなる集会施設の維持・管理などの地域づくりに取り組んでいます。そして、そのような地区会の運営にかかる費用は、皆さんから地区会に渡される地区会費が充てられています。

また、地区会に携わる方々は慣例で村の行政連絡員・農事連絡員を務めており、行政情報の回覧や広報紙の配布、農業に関する情報の周知など、住民に協力をお願いしながら行っています。

地区会の詳しい内容や加入のことはお住まいの地区会長(総代)へご相談ください。なお、地区名は住所の地名と一致しない場合がありますので、地区会長(総代)がわからないときは役場2階総務課へお問い合わせください。

地区ではほかに、子ども会、婦人会、老人クラブ、ねぶた会、消防団、自主防災組織なども活動しています。



▼ 会費

地区会の運営形態はその地区によって様々で、金額もそれぞれに設定されています。さらに、世帯の状況も反映されますが、年額で概ね10,000円です。集金方法も月ごとや一括など、様々な方法が決められていますので、詳しくはお住まいの地区会長(総代)にご相談ください。

(問) ▶ 総務課庶務係 TEL : 0172-58-2111 (内線 222)

▼ 墓地

村内の全地区にそれぞれ墓地があり、管理・運営は地区ごとに行われています(公営はありません)。お墓を建てるときは、地区会長(総代)にお申し出ください。

○管理費

地区会費に含まれている場合や、地区会費とは別に年額概ね1,000円など、地区により異なります。詳しくは地区会長(総代)へご相談ください。

3 地域の行事

2020年3月31日現在、()は地区名

日 程	内 容	場 所
7月上旬	やんちゃまつり (垂柳)	垂柳公民館
7月9日	宵宮 (大袋)	稲荷神社
7月上旬	村民体育レクリエーション大会	田舎館中学校
7月10日	宵宮 (田舎館)	胸肩神社
7月中旬 (旧暦6月13日)	宵宮 (川部)	熊野宮神社
7月中旬	高田新星会まつり (高田)	高田農村公園
7月下旬 (旧暦6月9日)	宵宮・カラオケ大会 (和泉)	稲荷神社
7月16日	宵宮 (豊蒔)	豊受神社
7月27日	宵宮 (大根子)	愛宕神社
7月下旬	納涼祭 (田舎館)	田舎館地区総合研修施設
7月下旬	納涼祭 (大曲)	大曲農村公園
7月下旬	公園まつり (二津屋)	二津屋農村公園
7月下旬	納涼祭 (堂野前)	堂野前集落広場
7月下旬～お盆頃	ねぶた運行	村内
8月4日	ねぶた合同運行	田舎館中学校～役場
8月上旬	納涼仮装盆踊り祭り (畑中)	役場駐車場
8月上旬	地区合同納涼祭 (前田屋敷・土矢倉)	前田屋敷会館
8月9日	納涼夏祭り (諏訪堂)	稲荷神社
8月13日	宵宮 (田舎館)	生魂神社
8月14日	地区会班対抗野球大会 (大根子)	田舎館小学校
8月中旬	夏まつり (新町)	新町会館
8月下旬	4集落合同交流祭り (高樋・十二川原・枝川・垂柳)	垂柳農村公園
9月中旬	地区対抗野球大会	田舎館小・中学校
9月下旬	村民卓球大会	村民体育館
10月上旬	村民グラウンドゴルフ大会	旧田舎館小学校跡地
10月中旬	収穫祭 (高樋)	高樋老人福祉センター
11月中旬	芸能まつり (川部・和泉)	ふれあいセンター
11月中旬	地区収穫感謝祭 (枝川)	枝川会館
11月下旬	4地区合同軽スポーツ大会 (田舎館・八反田・畑中・大曲)	田舎館村中央公民館
12月上旬	8地区合同軽スポーツ交流会 (境森・前田屋敷・土矢倉・堂野前・ 新町・東光寺・二津屋・高田)	田舎館村中央公民館
1月下旬	そば祭りと世代間交流親睦会 (八反田)	八反田会館
2月中旬	冬祭り (十二川原)	十二川原集会所
2月中旬	4地区合同ボウリング大会ほか (諏訪堂・大根子・豊蒔・大袋)	村外





12. 防災・安全

▼ 災害情報テレホン TEL：0180-991-995

弘前地区消防事務組合管内で消防車両が出動中の火災や救助などの災害情報を、音声でご案内しています。

▼ 医療機関紹介電話 TEL：0172-32-3999

弘前地区・消防本部にて、平日夜間や休日などの診療時間外に対応している当番病院をご案内しています。

▼ NTT 災害用伝言ダイヤル TEL：171 (固定・IP・携帯共通)

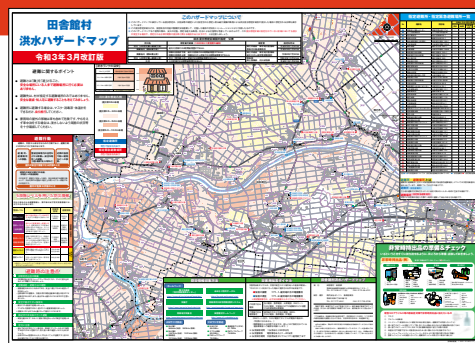
▼ 非常時の持ち出し品

□貴重品 (現金、通帳など)、□飲料水 (携帯用飲料水)、□非常食 (乾パン、アルファ化米、缶詰など)、□ラジオ、□懐中電灯、□乾電池、□応急医薬品 (ばんそうこう、傷薬、常備薬など)、□ライター・ろうそく・ナイフ・ビニール袋・洗面用具・軍手などの生活用品、□衣類 (上着、下着、履物、タオルなど)、□簡易 (携帯) トイレ、□感染症対策用品 (マスク、消毒液、体温計) □家庭の事情にあわせて準備するもの (ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネなど)

▼ 洪水ハザードマップ

ハザードマップには、村内を流れる平川・浅瀬石川が洪水になったときの浸水想定区域や村内の避難所を表示しています。詳しくは巻末のポケットに添付している「田舎館村洪水ハザードマップ」をご覧ください。

ハザードマップは役場2階総務課で配布しているほか、村のホームページでも公開しています。



洪水ハザードマップ▶

▼ 災害時の避難場所 ※□は地区名

避難場所は、洪水等の災害から緊急的に避難する際の避難先と、避難した住民や自宅が被災した方々が一定期間滞在できる施設があります。

また、災害の種類によっては対応できないところもありますので、日ごろから確認しておきましょう。

高 樋 (たかひ)

●高樋老人福祉センター

洪水 ☐ 地震 ☐ 滞在 ☐



●道の駅いなかだて「弥生の里」

洪水 ☐ 地震 ☐ 滞在 ☒

十二川原 (じゅうにかわら)

●十二川原集会所

洪水 ☒ 地震 ☐ 滞在 ☐



枝 川 (えだがわ)

●枝川集会所

洪水 ☒ 地震 ☐ 滞在 ☐



垂 柳 (たれやなぎ)

●垂柳公民館

洪水 ☐ 地震 ☐ 滞在 ☐



●垂柳地区農村公園

洪水 ☒ 地震 ☐ 滞在 ☒

田舎館 (いなかだて)

●田舎館地区総合研修施設

洪水 ☐ 地震 ☐ 滞在 ☐



●田舎館街区公園

洪水 ☒ 地震 ☐ 滞在 ☒

八反田

(はったんだ)

●八反田会館

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



畑 中

(はたけなか)

●田舎館中学校

洪水 ○ 地震 ○ 滞在 ○

●中学校体育館

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○

●中学校グラウンド

洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

●畑中会館

洪水 ○ 地震 ○ 滞在 ○



●中央公民館 ●村民体育館

洪水 ○ 地震 ○ 滞在 ○

●老人憩の家

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



●畑中児童公園

洪水 ○ 地震 ○ 滞在 ×

大 曲

(おおまがり)

●大曲会館

洪水 ○ 地震 ○ 滞在 ○



●大曲農村公園

洪水 ○ 地震 ○ 滞在 ×

諏訪堂

(すわどう)

●諏訪堂集会所

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



●諏訪堂農村公園

洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

大根子

(おおねこ)

●大根子公民館

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



●大根子農村公園

洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

●田舎館小学校・体育館

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○

●小学校グラウンド

洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

豊 蒔

(とよまき)

●豊蒔公民館

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



●豊蒔農村公園

洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

大 袋

(おおふくろ)

●農村婦人の家

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



●大袋農村公園

洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

川 部

(かわべ)

●川部公民館

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



●田舎館村農村広場

●川部児童公園

●川部駅前児童公園

●ふれあいセンター

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

境 森

(さかいもり)

●境森集会所

洪水 ○ 地震 ○ 滞在 ○



●境森集落広場

洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

前田屋敷

(まえだやしき)

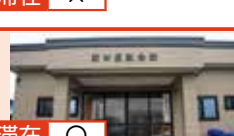
●光田寺コミュニティセンター

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



●前田屋敷会館

洪水 × 地震 ○ 滞在 ○



●前田屋敷農村公園

洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

土矢倉 (つちやぐら)	●土矢倉集会所 洪水 × 地震 ○ 滞在 ○		
堂野前 (どうのまえ)	●堂野前会館 洪水 × 地震 ○ 滞在 ○		●堂野前集落広場 洪水 × 地震 ○ 滞在 ×
新 町 (しんまち)	●新町会館 洪水 × 地震 ○ 滞在 ○		●新町集落広場 洪水 × 地震 ○ 滞在 ×
東光寺 (とうこうじ)	●東光寺会館 洪水 × 地震 ○ 滞在 ○		●東光寺集落広場 洪水 × 地震 ○ 滞在 ×
二津屋 (ふたつや)	●二津屋会館 洪水 × 地震 ○ 滞在 ○		●二津屋農村公園 洪水 × 地震 ○ 滞在 ×
高 田 (たかだ)	●高田公民館 洪水 × 地震 ○ 滞在 ○		●高田農村公園 洪水 × 地震 ○ 滞在 ×

▼ カーブミラーが壊れていたら

村内に設置されているカーブミラーや視線誘導標の破損に気づいたときは、役場2階総務課へお知らせください。現地を確認し、修繕にあたります。

▼ 青森県交通災害共済

日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金またはケガの程度に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。年額350円の掛け金で、万が一交通事故にあわれた場合には、最高100万円の見舞金等が支払われます。詳しくはお問い合わせください。

(問) ▶ 総務課防災交通係 TEL : 0172-58-2111 (内線 221)

▼ 防災無線 (聞き逃したときは電話で0172-58-2151)

災害やJアラートなどの緊急事態を知らせるほかに、役場からのお知らせや時報を放送しています。

○時 報

午前6時、午前11時30分(青い森のメッセージ)、午後6時(冬期は5時)

※朝夕に流れる歌は「田舎館村民歌」で、2016年4月1日に旧田舎館村・光田寺村の合併60周年を記念して制定しました。村のホームページでは音声ファイル(MP3形式)を公開しています。

(問) ▶ 総務課庶務係 TEL : 0172-58-2111 (内線 222)

▼ 警察署

黒石警察署

黒石市北美町2丁目47-1
TEL : 0172-52-2311

田舎館駐在所

田舎館村八反田字古館217-3
TEL : 0172-58-2241

川部駐在所

田舎館村川部字村元87-3
TEL : 0172-75-3012

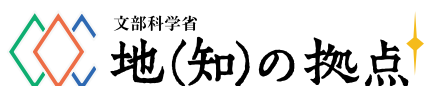
▼ 消防署

黒石消防署

黒石市追子野木1丁目576
TEL : 0172-53-1000

田舎館分署

田舎館村八反田字古館206-1
TEL : 0172-58-2962



この村民便利帳には、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に採択された「オール青森で取り組む『地域創生人材』育成・定着事業」の一環で行われた「平成30年度共育型地域インターンシップ in 田舎館」の調査・研究内容が盛り込まれています。「平成30年度共育型地域インターンシップ in 田舎館」には、弘前大学人文社会科学部2年・佐々木健人(弘前市)、弘前大学人文社会科学部1年・鎌田翔至(北海道網走市)が参加しました。

資料・パンフレット・ポスター入れ



貼付位置

役場のご案内

田舎館村役場

〒038-1113

南津軽郡田舎館村田舎館字中辻123-1

TEL: 0172-58-2111 (代表)

FAX: 0172-58-4751

開庁時間: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時15分～午後5時

情報発信

- 広報いなかだて 毎月発行する村の情報誌です。行政連絡員から地区の方を経由して配布されます。
- 公式ホームページ <http://www.vill.inakadate.lg.jp/>
- 田んぼアートライブカメラ <http://www.inakadate-tanboart.net/>
- 公式フェイスブック 「田んぼアートの村 いなかだて」
<https://m.facebook.com/inakadatevillage> ▶
- コミュニティ FM 76.3MHz・ジャイゴウエーブ
地域の話や、村の行政情報などを放送しています。
<http://www.fm-jaigo.co.jp>・(株)エフエムジャイゴウエーブ



村の概要

村は22地区(高樋・十二川原・枝川・垂柳・田舎館・八反田・畑中・大曲・諏訪堂・大根子・豊時・
おおぶくろ かわべ いすみ さかいもり まえだやしき つちやぐら どうのまえ しんまち とうこうじ ふたつや たかだ
大袋・川部・和泉・境森・前田屋敷・土矢倉・堂野前・新町・東光寺・二津屋・高田)からなります。
ロードマップは、巻末のポケットに添付している「いなかだて」観光パンフレットをご覧ください。

- 面積(2015年国勢調査) 22.35km²
- 人口と世帯(2020.12.31現在) 7,699人(男:3,641人・女:4,058人) 2,834世帯
- 村民憲章(1985年11月25日制定、2017年12月1日改正)

わたくしたちは、北方稲作文化繁栄の地を誇りとし、輝かしい歴史と伝統をきずいてきた田舎館村民です。わたくしたちは、秀峰岩木のみねを仰ぎ、浅瀬石川の清流にうるおされている土地に住む幸せを感じ、さらに村民ひとしく健康で豊かな村づくりを目指して、次の憲章を実践します。

- ① 命を大切にし、水と緑を愛し、健康で活力のある村づくりにつとめます。
- ② 何事にも協力しあい、人の和をはかり、明るい村づくりにつとめます。
- ③ 考えを深め、学ぶ態度を養い、創意に満ちた村づくりにつとめます。
- ④ 誰ともふれあう心を持ち、思いやりのある村づくりにつとめます。
- ⑤ 天と地の恵みに感謝し、働くことを尊び、豊かな住みよい村づくりにつとめます。

- 村民歌(2016年4月1日、旧田舎館村・光田寺村の合併60周年を記念して制定)
<http://www.vill.inakadate.lg.jp/docs/2015030600012/>